

土岐市国土強靱化地域計画

令和 2 年 9 月

土 岐 市

目 次

第1章 強靱化の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ等	1
3. 基本目標	1
4. 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
5. 計画の進め方	3
第2章 本市の地域特性	4
1. 地理的・地形的特性	4
2. 気候的特性	5
3. 社会経済的特性	5
第3章 計画策定に際して想定するリスク	7
1. 水害	7
2. 土砂災害	7
3. 火災	7
4. 風害	8
5. 地震災害	8
(1) 南海トラフの巨大地震	10
(2) 養老-桑名-四日市断層帯地震	11
(3) 阿寺断層系地震	12
(4) 跡津川断層地震	13
(5) 高山・大原断層帯地震	14
(6) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	15
第4章 脆弱性評価	16
1. 脆弱性評価の考え方	16

2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	16
3. 施策の分析・評価	18
第5章 強靱化の推進方針	19
1. 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針	19
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針の整理	19
第6章 計画の推進	20
1. 施策の重点化	20
2. アクションプランの策定及び進捗管理	20
3. 計画の見直し	20
表1【重点化施策項目】	21
(別紙1～4) 脆弱性評価結果及び推進方針について	22

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法第13条において、市は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができることが規定されました。

「土岐市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）はいかなる災害が発生しても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「災害に強いまちづくり」土岐市を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針としてとりまとめるものです。

2. 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定し、岐阜県が策定する「岐阜県強靱化計画」（令和2年3月）、及び第六次土岐市総合計画と調和・整合を図るものです。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2年10月から令和7年度までとし、二次計画以降は土岐市総合計画の見直し期間と合わせ、計画期間を5年間とします。

3. 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進します。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化
- 迅速な復旧復興

4. 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の理念を踏まえ、以下の方針に基づき、防災・減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを推進します。

(1) 市の特性を踏まえた取組推進

- ① 人口減少や過疎化の進行など、社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

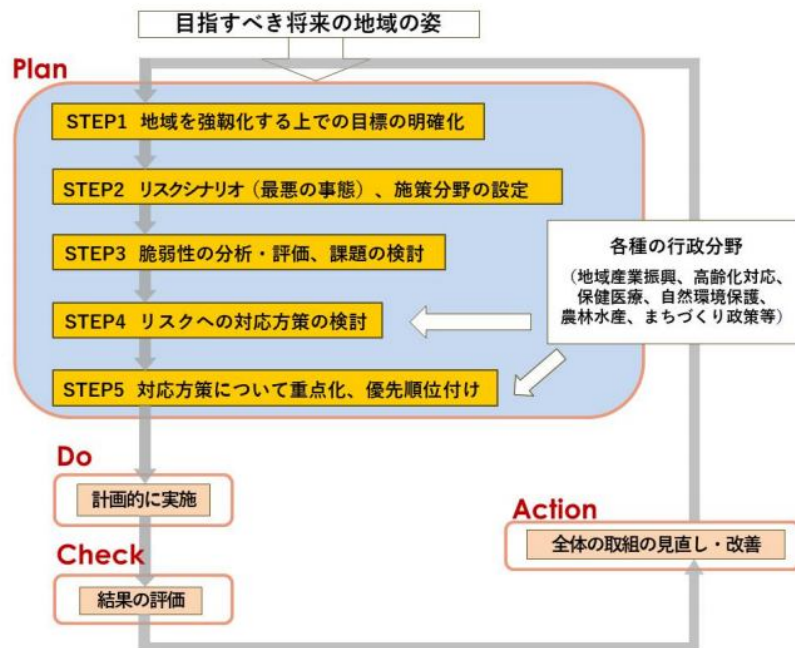
- ① 国、岐阜県、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ② 「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ③ 非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ④ 限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備に当たっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ①強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組みを進めること。
- ②平時における防災教育の担い手として、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ③市の強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・市町村のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組みを進めること。

5. 計画の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国(内閣府)より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成に当たっても、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとしました。



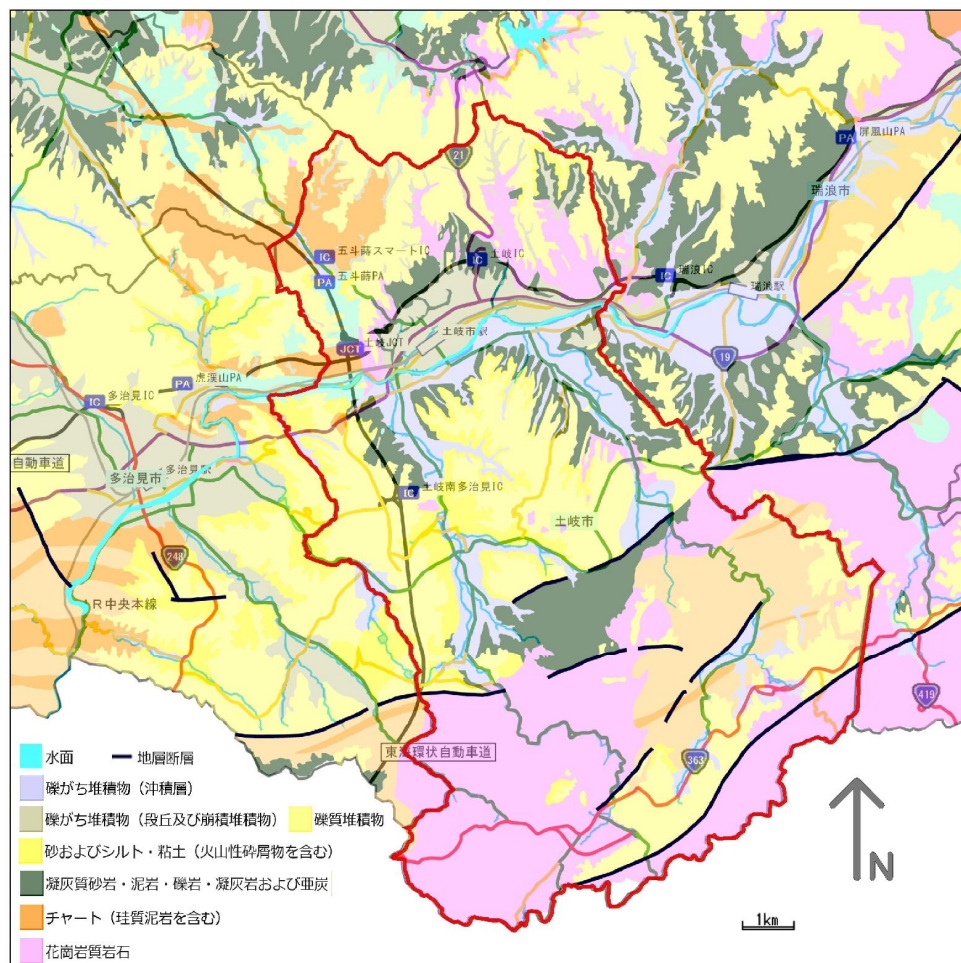
(出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)策定・改定編)(内閣官房国土強靱化推進室)

第2章 本市の地域特性

1. 地理的・地形的特性

本市は、岐阜県の南南東に位置し、東は瑞浪市、北は可児市、御嵩町、西は多治見市、南は愛知県と接し、市の南部は笠原断層が東西に走り、高原状の山地をなし、市の中・北部は、低い丘陵となっています。

市の北部を土岐川が西流し、東方に肥田川、西方に妻木川が共に北流して、土岐川に流入し、これらの河川によって、北部・東南部・西南部に3つの盆地が形成され、主な市街地になっています。地質は、おおむね第三紀層、いわゆる土岐砂礫層と呼ばれる砂礫層と陶土原料として利用されている土岐口粘土層に覆われており、特に土岐砂礫層は崩れやすく、樹木の生育には適していません。



土岐市周辺の表層地質図（「県域統合型GISぎふ」より加筆）

2. 気候的特性

本市は、おおむね太平洋式気候に属し、比較的温暖多湿な気候です。降水量は梅雨期に多く、特に梅雨期後半には本州上に前線が停滞し、集中豪雨となりやすく、また梅雨期から真夏にかけては雷が発生しやすくなります。

秋には、台風の接近や、本州沿岸に停滞した前線の影響でまとまった雨が降りやすく、特に停滞した前線に台風の接近が重なった時に集中豪雨となる恐れがあります。

冬期は、晴天が続き、乾燥する。積雪は少ないですが、冬の終わってから春先にかけての時期に、本州南岸を通過する低気圧の影響で、比較的まとまった雪が降ることがあります。周囲を山で囲まれているため、一年を通じて風は比較的弱く、冬の季節風も穏やかです。

3. 社会経済的特性

(1) 人口

本市の人口は、1994 年を境に減少に転じ、日本の人口がピークを迎えた 2008 年よりも約 12 年早く人口減少の局面に入り、1999 年には出生数が死亡数を下回る自然減少の状態になりました。国立社会保障・人口問題研究所（以降「社人研」）の推計によれば、2040 年には本市の人口は約 4.2 万人となり、2010 年に比べ約 27% 減少する見込みです。そこで、本市においては、「土岐市人口ビジョン」において人口の現状と将来の展望を、「土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、今後の 5 ヶ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめました。土岐市人口ビジョンでは、出生率の向上や市外への人口流出を抑止することなどにより、2060 年の人口について、社人研での推計で約 3.0 万人までの減少が見込まれるところを、約 4.7 万人程度に抑えるという将来展望を示しています。

(2) 産業

本市は、1300 年以上の伝統を持つ美濃焼の産地として、全国でも有数の焼き物のまちとなっています。これらの焼き物は、歴史や産業として市民に根付き、作陶体験、買い物などで観光客を楽しませてくれています。

「土岐プレミアム・アウトレット」には、年間 650 万人超の来訪者があり、他にも「道の駅 志野・織部」、「道の駅 どんぶり会館」、「テラスゲート土岐」、「土岐美濃焼祭り」などの施設やイベントに市内外から多くの観光客が訪れています。

中央自動車道が東西に、東海環状自動車道が南北に通る、広域交通の結節点となっています。また、市内にはインターチェンジ（五斗蒔スマートＩＣを含む）が３カ所あり、各方面から観光に訪れる方の利便性が増しただけでなく、物流の重要な拠点となっています。2027年にはリニア中央新幹線岐阜県駅が中津川市内に整備される予定であり、更なる交流人口の増加が期待されます。

(3) 土地利用

市の約 7 割を占める丘陵地は山林となっており、市街地は市域の北部を東西に横断する土岐川とその支流である肥田川・妻木川流域の平坦地を開けています。

用途地域は、市の総面積 116.02 km²に対して 19.2%（2,144.1ha）であり、そのうち約 49%が住居系、約 6%が商業系、約 45%が工業系の用途地域になっています。

単位:Km ² 平成31年3月31日現在		
区 分	面 積	
総 数	116.02	
宅 地	小 計	22.29
	住 宅 用 地	7.79
	工 業 用 地	4.12
	商 業 用 地	1.85
	公 共 空 地	1.03
	そ の 他	7.50
山 林		74.79
田		1.97
道 路 用 地		7.09
水面・河川・水路		1.58
畑		1.80
交 通 施 設 用 地		0.54
そ の 他		5.95

注：境界未定部分0.14km²あり

資料：都市計画課（基礎調査）

単位:ha 平成30年4月1日現在		
種 類	面 積	
第一種低層住居 専用地域	156.6	
第二種低層住居 専用地域	2.9	
第一種中高層住居 専用地域	158.8	
第二種中高層住居 専用地域	8.4	
第一種住居地域	641.0	
第二種住居地域	51.4	
準住居地域	20.1	
近隣商業地域	72.5	
商業地域	60.4	
準工業地域	848.1	
工業地域	64.1	
工業専用地域	59.8	
合 計	2,144.1	

資料：都市計画課

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本市の主な市街地になっている3つの盆地は、土岐砂礫層の堆積から成る丘陵に囲まれています。土岐砂礫層は表面が流失しやすく、崩れやすいため、集中豪雨等による土砂崩れ等の災害が起こりやすい自然条件です。また、地すべり地帯も多く点在しています。市街地の住宅密集地域のほとんどは木造建築で、また陶磁器製造工場が市街地に点在しているため、強風時あるいは大規模地震発生時には大火災の発生が予想されます。

なお、市制後の災害発生状況は、「土岐市地域防災計画（令和2年4月、土岐市防災会議）」に示された「土岐市地域災害発生状況」にまとめられたとおりであり、本市において過去に被害をもたらした風水害、発生が危惧される南海トラフ巨大地震を始め、県内の地震断層に起因する内陸型地震などの大規模地震が想定されます。

1. 水害

水害は本市の地形的条件から山間部水害と平野部水害に大別されます。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、人命の被害、家屋・耕地の流埋没あるいは道路・橋梁・山地の損害等が甚だしいが、今後もこの程度の被害を主体とした水害が予想されます。また、平野部水害は、河川の堤防の決壊、いっ水等による浸水が多いですが、昭和32年、47年、平成元年水害時のように土岐川のいっ水により、広範囲にわたる床上浸水も予想されます。

2. 土砂災害

土砂災害とは、土石流、地すべり、がけ崩れといった自然現象により起こる災害ですが、本市は急傾斜地や地すべり地域が多く点在し、長雨や大雨が原因となって発生しやすい状況です。

3. 火災

本市の市街地はほとんどが木造建築で、また、陶磁器製造工場も市街地に多く点在し、それに付随するガス等の危険物貯蔵所が市内各所に設置されているため、台風、烈強風、震災時等の特殊条件下にあっては、市街地一帯の大規模火災の発生が予想されます。

4. 風害

台風その他の風による被害は、本市が内陸に位置する盆地地形のため比較的軽微ですが、大型台風が本県西部を北上する場合は、昭和 34 年の伊勢湾台風のように相当規模の風による被害が全市域にわたると予想されます。また、大型台風が琵琶湖を北上する場合にも強風が吹きやすいので注意が必要です。

5. 地震災害

我が国は、世界有数の地震国であり過去地震による被害を多大に受けていますが、地域においては、濃尾地震以後は大きな被害を受けていません。しかしながら、近年、駿河湾を震源とする東海地震の発生が憂慮されており、この地震が起こった場合、土岐市も被害を受けるものと考えられます。また、本市より北東約 40 キロメートル長野県境付近をのびる阿寺断層は、過去の活発な活動にもかかわらず、ここ 1,200 年以上主だった地震の発生をみておらず、地震予知連絡会が特定観測地域に指定しており、大地震の発生の危険があります。

平成 25 年の岐阜県による地震の被害想定調査^{※1}によると、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、本市全域で最大震度 6 弱が予想されています。また、内陸型地震として想定されている、「養老―桑名―四日市断層帯地震」でも、市中心部等で最大震度 6 弱と予想されています。

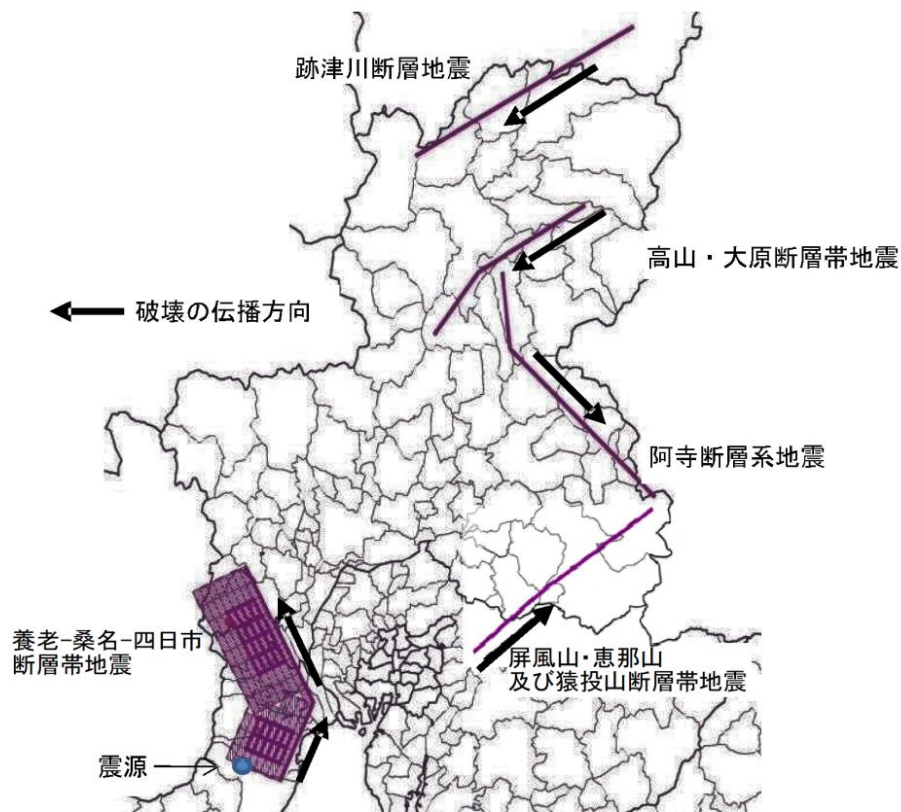
さらに、平成 31 年の岐阜県による被害想定調査^{※2}によると、「阿寺断層系地震（北側震源）」で最大震度 6 弱、本市の南部を通過するとされる、「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」においては、本市の主要地域で最大震度 6 強が予想されており、これらの地震により、建物の崩壊に加えて、人的被害の発生も危惧されるほか、本市では土砂崩れによる孤立地域の発生、河川沿いの市街地や集落における液状化被害が想定されています。

本市で想定される被害地震の一覧

地震名	地震規模	概 要	30年 発生確率
南海トラフの巨大地震	M8～9程度	駿河湾～日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震	70%～80%
養老-桑名-四日市断層帯地震	M8程度	岐阜県垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、養老山地と濃尾平野の境界に沿って延びる断層帯(約60km)	ほぼ0%～0.7%
阿寺断層系地震(北側震源)	M7.9程度	下呂市から中津川市に及ぶ断層帯(約70km)	6%～11%
跡津川断層地震	M7.9程度	飛騨高地の北部の富山県南部から岐阜県北部にかけて分布する活断層帯(約69km)	ほぼ0%
高山・大原断層帯地震	M7.6程度	高山市から郡上市に及ぶ断層帯(約48km)	ほぼ0%～5%
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	M7.7程度	中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯(約56km)	0.2%～2%

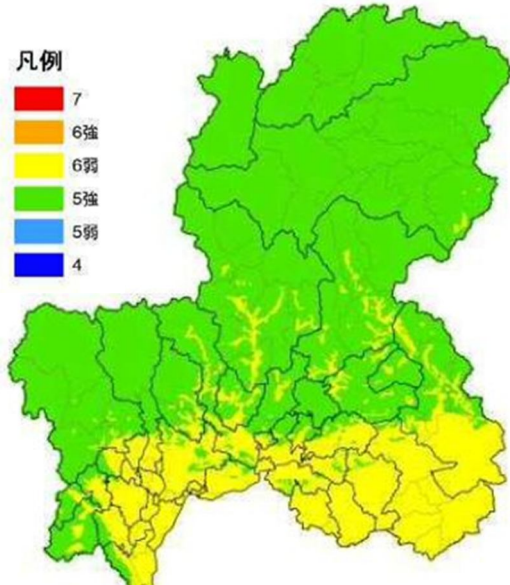
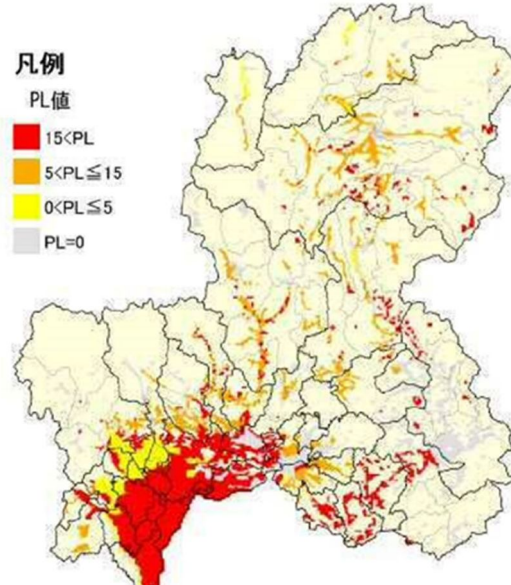
※1:東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について、岐阜県(平成25年2月)

※2:内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査、岐阜県(平成31年2月)



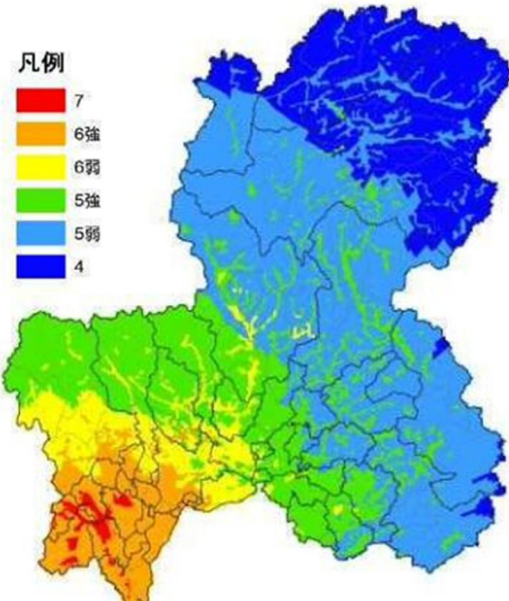
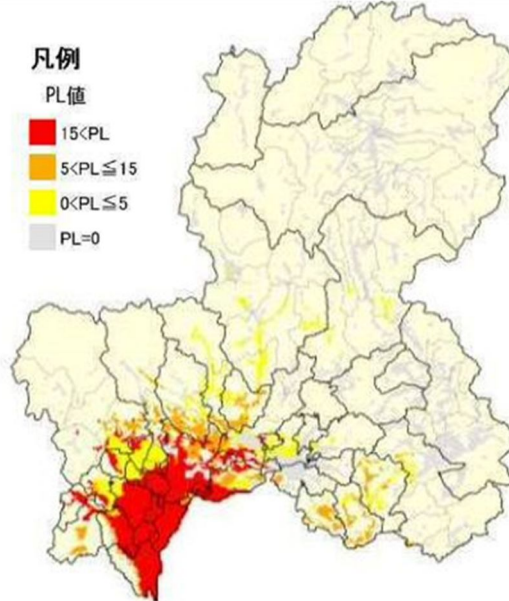
内陸直下型地震の断層の位置図

(1) 南海トラフの巨大地震

想定条件	地震名		南海トラフの巨大地震		
	発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
事象	地震動		震度 5.51～5.97 （震度階：6 弱） 震度に対する人口比:6 弱 100%		
	液状化危険度		最大 PL：24.98、 面積比：PL>15 32% ※液状化対象外 68%		
建物被害	全壊	(棟数)	1,396		
		揺れによる被害	419		
		液状化による被害	978		
		急傾斜地崩壊	0		
	半壊	(棟数)	4,187		
		揺れによる被害	2,692		
		液状化による被害	1,496		
	火災	炎上出火件数	1	1	2
		残火災件数	0	0	1
		焼失棟数	0	0	9
人的被害	死 者		25	10	15
	負傷者		625	451	413
	重傷者		47	44	36
	要救助者		83	44	55
	避難者(建物被害・焼失)		5,510		
	帰宅困難者		293		
震度分布図			液状化分布図		
					

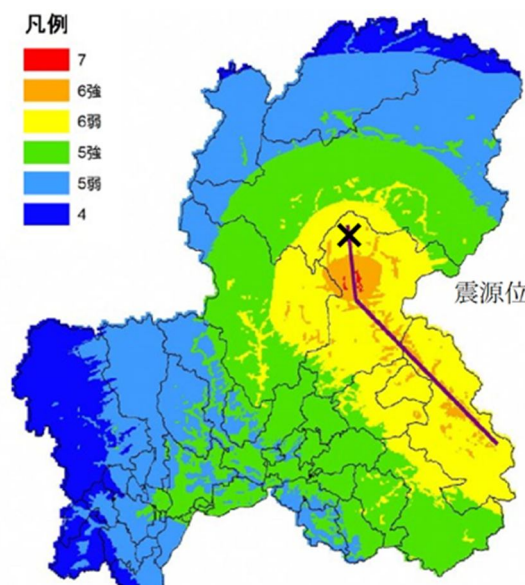
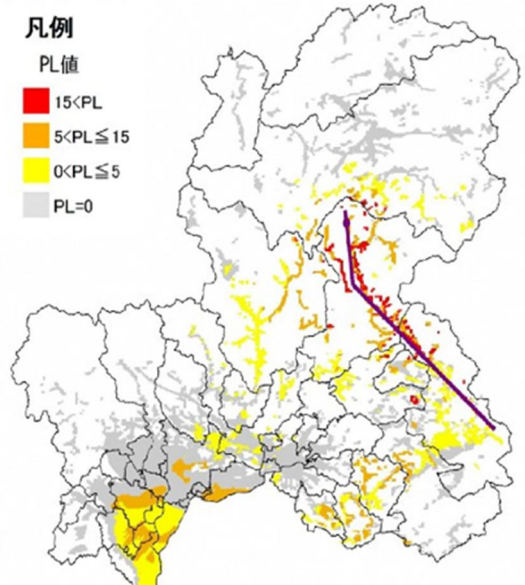
出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について、岐阜県（平成25年2月）

(2) 養老-桑名-四日市断層帯地震

想定条件	地震名		養老-桑名-四日市断層帯地震		
	発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
事象	地震動		震度 4.81～5.55 （震度階：5 弱～6 弱） 震度に対する人口比：5 弱 6%、5 強 67%、6 弱 28%		
	液状化危険度		最大 PL：10.35、※液状化対象外：68% 面積比：15≧PL>5 27%、PL<5 5%		
建物被害	全壊	(棟数)	307		
		揺れによる被害	17		
		液状化による被害	289		
		急傾斜地崩壊	0		
	半壊	(棟数)	895		
		揺れによる被害	452		
		液状化による被害	443		
	火災	炎上出火件数	0	0	0
		残火災件数	0	0	0
		焼失棟数	1	0	0
人的被害	死 者		1	0	1
	負傷者		94	77	66
	重傷者		2	3	2
	要救助者		3	2	3
	避難者(建物被害・焼失)		1,188		
	帰宅困難者		—		
震度分布図			液状化分布図		
					

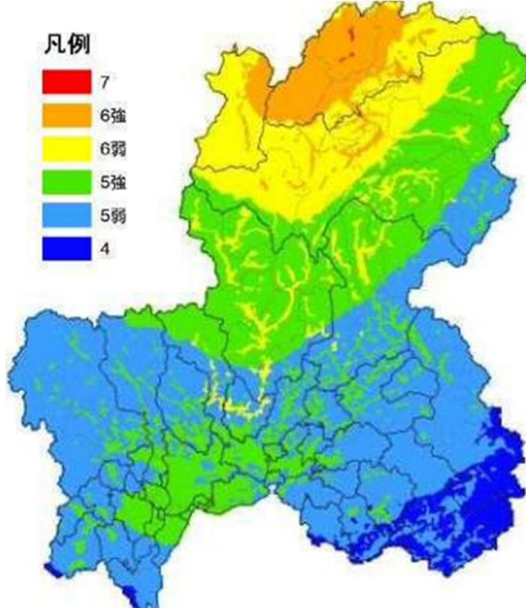
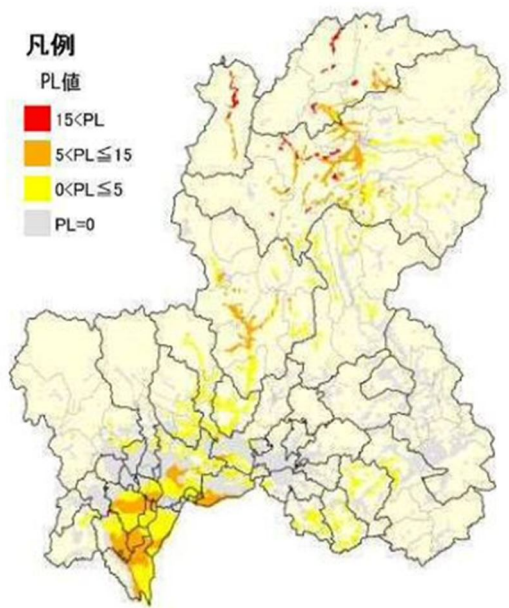
出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について、岐阜県（平成25年2月）

(3) 阿寺断層系地震

想定条件	地震名		阿寺断層系地震（北側震源）			
	発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時	
事象	地震動		震度 4.90～5.52 （震度階：5 弱～6 弱） 震度に対する人口比：5 強 99%、6 弱 1%			
	液状化危険度		最大 PL：8.89、※液状化対象外：52% 面積比：15≧PL>5 36%、PL<5 12%			
建物被害	全壊	(棟数)		279		
		揺れによる被害		65		
		液状化による被害		213		
		急傾斜地崩壊		0		
	半壊	(棟数)		1,278		
		揺れによる被害		951		
		液状化による被害		327		
	火災	炎上出火件数		0	0	0
		残火災件数		0	0	0
		焼失棟数		1	0	0
人的被害	死 者		4	1	2	
	負傷者		194	143	128	
	重傷者		7	8	6	
	要救助者		12	7	9	
	避難者(建物被害・焼失)		1,377			
	帰宅困難者		—			
震度分布図			液状化分布図			
凡例 7 6強 6弱 5強 5弱 4 			凡例 PL値 15<PL 5<PL≦15 0<PL≦5 PL=0 			

出典：内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査、岐阜県（平成31年2月）

(4) 跡津川断層地震

想定条件	地震名		跡津川断層地震		
	発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
事象	地震動		震度 4.39～5.18 （震度階：4～5 強） 震度に対する人口比：4 5%、5 弱 67%、5 強 28%		
	液状化危険度		最大 PL：1.74、 面積比：PL<5 27% ※液状化対象外：73%		
建物被害	全壊	(棟数)	33		
		揺れによる被害	0		
		液状化による被害	33		
		急傾斜地崩壊	0		
	半壊	(棟数)	236		
		揺れによる被害	187		
		液状化による被害	50		
	火災	炎上出火件数	0	0	0
		残火災件数	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0
人的被害	死 者		0	0	0
	負傷者		37	34	28
	重傷者		0	0	0
	要救助者		0	0	0
	避難者(建物被害・焼失)		238		
	帰宅困難者		—		
震度分布図			液状化分布図		
					

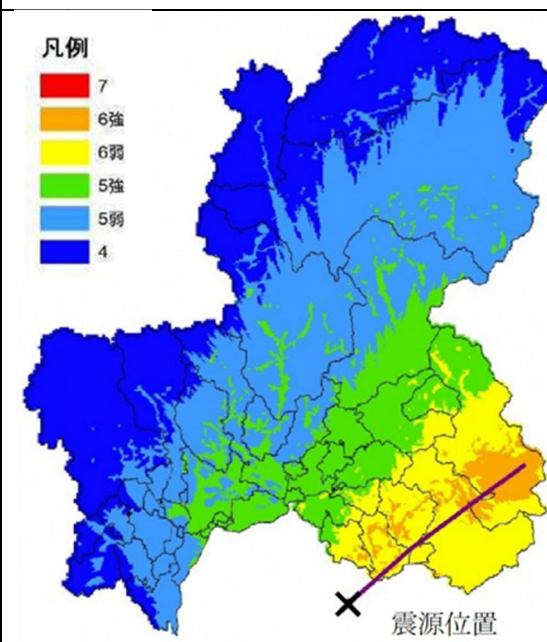
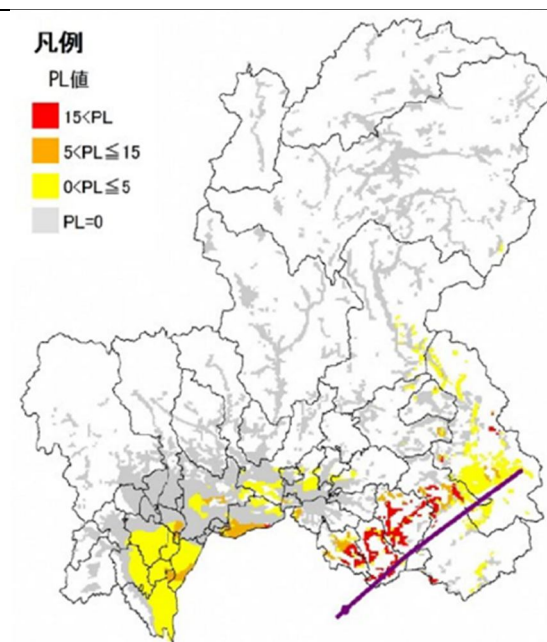
出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について、岐阜県（平成25年2月）

(5) 高山・大原断層帯地震

想定条件	地震名	高山・大原断層帯地震		
	発生時刻	冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
事象	地震動	震度 4.28～5.06 (震度階：4～5 強) 震度に対する人口比：4 6%、5 弱 63%、5 強 11%		
	液状化危険度	最大 PL：4.46、 面積比：PL<5 25% ※液状化対象外：75%		
建物被害	全壊	(棟数)	49	
		揺れによる被害	0	
		液状化による被害	49	
		急傾斜地崩壊	0	
	半壊	(棟数)	124	
		揺れによる被害	48	
		液状化による被害	75	
	火災	炎上出火件数	0	0
		残火災件数	0	0
		焼失棟数	0	0
人的被害	死者	0	0	0
	負傷者	9	12	9
	重傷者	0	0	0
	要救助者	0	0	0
	避難者(建物被害・焼失)	177		
	帰宅困難者	—		
震度分布図		液状化分布図		
凡例		凡例 PL 値		

出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について、岐阜県（平成25年2月）

(6) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震

想定条件	地震名		屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震		
	発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
事象	地震動		震度 5.60～6.41 （震度階：6 弱～6 強） 震度に対する人口比：6 弱 12%、6 強 88%		
	液状化危険度		最大 PL：22.94、※液状化対象外：45% 面積比：15<PL 48%、PL<5 7%		
建物被害	全壊	(棟数)	6,495		
		揺れによる被害	5,558		
		液状化による被害	932		
		急傾斜地崩壊	6		
	半壊	(棟数)	8,184		
		揺れによる被害	6,758		
		液状化による被害	1,425		
	火災	炎上出火件数	8	9	20
		残火災件数	7	8	19
		焼失棟数	40	47	117
人的被害	死 者		328	126	193
	負傷者		2,300	2,283	1,825
	重傷者		597	457	407
	要救助者		1,063	518	685
	避難者(建物被害・焼失)		15,961		
	帰宅困難者		—		
震度分布図			液状化分布図		
					

出典：内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査、岐阜県（平成31年2月）

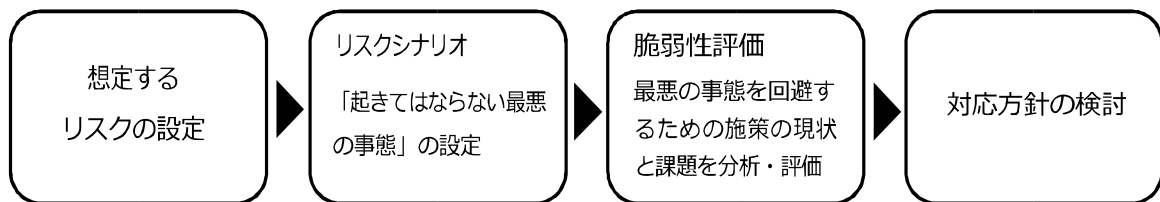
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討します。



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定は、県の強靱化計画で設定されている7つの「事前に備えるべき目標」と、26項目の「起きてはならない最悪の事態」を参考にしつつ、市の総合計画との整合性、市の地域特性等を勘案し、次表のとおり23項目に整理しました。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標(7項目)	起きてはならない最悪の事態(23項目)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
	1-3	大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生
	1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
	2-3	消防等の被災等による救助、救急活動等の遅れ及び重大な不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
	2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
	4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	4-3	食糧や物資の供給の途絶
5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能の停止
	5-2	地域交通ネットワークの分断
	5-3	異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-3	幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-4	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	7-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. 施策の分析・評価

前記23項目の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価しました。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、以下の12の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行いました。

また、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野のマトリックスシートを作成して検討を行いました（巻末「資料-1 起きてはならない最悪の事態と分野別施策との整理対照表」を参照下さい）。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果は、（別紙1）のとおりです。
施策分野ごとの脆弱性評価結果は、（別紙2）のとおりです。

（個別施策分野）

(1) 交通・物流	～交通ネットワークの強化～
(2) 国土保全	～河川、砂防、治山等対策～
(3) 農林水産	～災害に強い農地・森林づくり～
(4) 都市・住宅/土地利用	～災害に強いまちづくり～
(5) 保健医療・福祉	～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
(6) 産業	～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～
(7) ライフライン・情報通信	～生活基盤の維持～
(8) 行政機能	～公助の強化～
(9) 環境	～廃棄物及び有害物質対策～

（横断的分野）

(10) リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成	～自助・共助の底上げ～
(11) 官民連携	～民間リソースを活かした対応力強化～
(12) メンテナンス・老朽化対策	～社会インフラの長寿命化～

第5章 強靱化の推進方針

1. 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を整理しました。

また個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標を設定しています。

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針は、（別紙3）のとおりです。

2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針の整理

脆弱性評価を行うに当たり設定した12の施策分野に対する推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を整理しました。

これらの推進方針は「1. 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」を、12の施策分野ごとに取りまとめたものです。それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の方針にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

施策分野ごとの推進方針は、（別紙4）のとおりです。

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で、効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要があります。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を表1のとおり設定しました。これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国への施策提案に反映しました。なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2. アクションプランの策定及び進捗管理

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「土岐市強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握します。

3. 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、総合計画の見直しに合わせて、概ね5年ごとに計画の見直しを実施します。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行います。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

表1【重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目	
	重点化施策項目	施 策 項 目
交通・物流	・道路施設の災害防止 ・緊急輸送道路ネットワークの確保	・無電柱化の推進 ・道路施設の維持管理 ・地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保 ・機能的な道路ネットワークの確保 ・リニア中央新幹線の整備促進 ・緊急輸送道路の整備
国土保全	・総合的な治水・土砂災害対策 ・孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク・通信手段等の確保	・洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業
農林水産	・農業ため池の防災対策の推進 ・災害に強い森林づくり	・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農業水利施設の老朽化対策 ・都市農林交流の推進
都市・住宅 ／土地利用	・住宅・建築物等の耐震化 ・公共施設等の維持管理 ・地籍調査の促進 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給	・市営住宅の適正な管理 ・大規模盛土造成地対策 ・防犯の強化／空家対策 ・学校施設の環境整備 ・消防・救急の充実 ・市街地整備の促進 ・環境保全の推進 ・文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興 ・災害時の円滑な復旧・復興
保健医療・福祉	・災害医療体制の充実 ・社会福祉施設等への支援 ・避難所環境の充実 ・福祉避難所の運営体制確保 ・被災住宅への支援	・災害拠点病院等の耐震化の促進 ・医療施設等におけるエネルギー確保 ・医療・介護人材の確保・育成 ・災害時健康管理体制の整備 ・救急医療提供体制の強化
産業	・BCP 計画等の策定支援 ・本社機能の誘致・企業立地の促進 ・観光地等の風評被害防止対策の推進	・アクセス道路整備
ライフライン・ 情報通信	・水資源の関連施設の整備推進等 ・上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ・道路啓開の迅速な実施	・水源の多様化 ・合併浄化槽への転換促進 ・無電柱化の推進
行政機能	・災害対策用資機材の確保・充実 ・非常用物資の備蓄促進 ・住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・災害時における食料供給体制の確保 ・消防力の強化	・庁舎等の防災拠点機能の確保 ・広域避難所の運用 ・広域連携の推進 ・行政情報通信基盤の耐災害性強化 ・情報システム部門の業務継続体制の整備 ・業務継続体制の整備 ・緊急消防援助隊の体制強化 ・災害初動対応力の強化
環境	・災害廃棄物の対策の推進	・河川に流出したごみ等の撤去 ・環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進
リスクコミュニケーション ／防災教育・人材育成	・防犯の強化 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化 ・協働まちづくりの推進 ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築 ・支援職員の養成	・住民主体での避難対策の強化 ・防災教育の推進、防災人材の育成 ・救出救助に係る連携体制の強化 ・防災・減災データの提供推進 ・要配慮者支援の推進 ・消防団員等人材の確保・育成 ・コミュニティ活動の担い手養成 ・防犯対策
官民連携	・支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化	
メンテナンス・ 老朽化対策	・学校施設の環境整備 ・道路構造物等の長寿命化対策 ・公共施設等の維持管理 ・公共施設(公園施設)の維持管理	・河川構造物等の適切な維持管理

(別紙 1 ～ 4) 脆弱性評価結果及び推進方針について

【脆弱性評価結果】

(別紙 1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 . . . 1

(別紙 2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 19

【推進方針】

(別紙 3) 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針 . . 34

(別紙 4) 施策分野ごとの推進方針 52

【巻末資料－ 1】

起きてはならない最悪の事態と分野別施策との整理対照表

(別紙 1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- ・大規模な地震が発生した時、より多くの人命を確保するため、建築物の耐震化の普及を図る必要がある。
- ・平成 25 年度の住宅の耐震化率は 72%、多数の者が利用する建築物(1 号特定建築物)の耐震化率は平成 27 年度で 81%であり、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。
- ・個別訪問等による耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、木造住宅無料耐震診断や木造住宅耐震補強工事費補助等の耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・民間建築物の耐震化率：住宅の耐震化率： 72% (H25 年)
- ・多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率：81% (H27 年)

(公共施設（公園施設）の維持管理)

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努める必要がある。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト縮減に努める必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- ・公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える建築物も見込まれることから、点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施していくことで、施設の適正な利用を図る必要がある。維持保全にあたっては、施設の状態を踏まえ、財政負担の平準化を図りながら、公共施設の中でも相対的に市民の利用が多い公共施設について優先的に対策を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・公共施設等総合管理計画の策定：策定済
- ・市有建物長寿命化計画の策定：策定済

(防犯の強化／空家対策)

- ・平成 29 年 3 月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2 件 (R 元年)
- ・市民等から空家等管理に係る通報への対応処理率：100%

(市営住宅の適正な管理)

- ・平成 10 年以降に整備された一部の施設を除き、すべての施設が建築後 30 年を経過、約 6 割の施設が 50 年を経過しており、老朽化が進行している。そのため、平成 29 年度に策定した土岐市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽した住宅については計画的な廃止を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・老朽市営住宅からの移転件数：1 件／年
- ・老朽市営住宅解体件数：1 件／年

(大規模盛土造成地対策)

- ・市内の大規模盛土造成調査の必要性が生じた場合には、調査を実施し、適切な対応を行い被害の軽減を図る必要がある。

(市街地整備の促進)

- ・区画整理事業等を促進することにより狭あい道路の解消、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

(道路施設の災害防止)

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率：(1 回以上／5 年) 100%

(学校施設の環境整備)

- ・公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、学校施設の耐震化を完了している。今後も長寿命化計画を元に築 20 年毎の改修・改造・改築を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・小中学校の耐震化率：100%

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な治水対策)

- ・市道認定された橋梁の補強・補修・架替により道路の防災機能を高め、有事の際に起こりうる物資輸送経路の遮断の防止や、早期復興を助長する必要がある。

(洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業)

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図る必要がある。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・(洪水ハザードマップ) H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉→R2 年度改正
- ・(土砂災害ハザードマップ) H25 年度〈当初作成〉→R2 年度改正

1-3 大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策)

- ・土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要があり、国や県と連携して、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）、地すべり対策工事、急傾斜地対策工事を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・県単急傾斜地崩壊対策工事（妻木旭町）進捗率：0%

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(D I G)、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図る必要がある。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年）

(災害対策用資機材の確保・充実)

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）

(広域避難所の運用)

- ・土岐市文化プラザは、約 1,000 名の避難住民を収容する広域避難所であるため、自家発電設備及び災害バルクを設置し、災害発生時には発電、炊出し等を 3 日間行うことができる準備と維持管理に努める必要がある。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生

(住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- ・防災行政無線 157 基について、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める必要がある。
- ・移動体通信(MCA)について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に適切に配備をし、配備先の使用者が操作方法を把握する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災行政無線整備：子局 157 カ所・MCA 無線 33 台の配備

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(D I G)、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図る必要がある。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年）

（防災・減災データの提供推進）

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図る必要がある。また新たな浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・（洪水ハザードマップ）H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉→R2 年度改正
- ・（土砂災害ハザードマップ）H25 年度〈当初作成〉→R2 年度改正

（防災教育の推進）

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、自主的な取り組みの拡大に努める必要がある。

（要配慮者支援の推進）

- ・避難行動要支援者支援体制の強化を目的に、社会福祉協議会や社会福祉施設、関係団体、地域住民の方の協力を得る必要がある。また災害発生時に地域の自主防災組織などにより救援のできる支援体制を築くため、要支援者の情報を名簿に登録し、支援者との間に情報の共有を図る必要がある。
- ・平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成を支援する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・避難行動要支援者名簿登録・配布同意率：同意者 1,942 名／全体 3,047 名
(R2 年 4 月現在)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- ・生活必需品物資や医療救護、緊急支援など災害時における応援協定を各分野で提携しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡訓練を行う必要がある。また今後も、必要に応じて関係機関と協定を結び、防災拠点機能を強化する必要がある。
- ・大規模災害時には、災害時相互応援協定による支援も含め、様々な救援救助活動が想定されることから、被災者に迅速かつ円滑に支援が行き届くよう、受援計画を策定する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・災害応援協定の締結数：合計 48 団体（相互応援 8、物資 11、復旧 8）

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- ・水道事業及び下水道事業では、地震災害に備え施設の耐震化を推進し、老朽化した施設の更新を計画的に実施する必要がある

(非常用物資の備蓄促進)

- ・巨大地震、集中豪雨等大規模災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、広域避難所の整備、災害用食料（アルファ化米・サバイバルフーズ・パン・飲料水）の備蓄を進める必要がある。

(公共施設(公園施設)の維持管理)

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努める必要がある。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト削減に努めていく必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- ・本市は、市域の約7割が山林であり、中央丘陵を取り囲むように市街地が形成され、更に南北にも丘陵が存在する。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、代替ルートを含めた整備や道路防災対策など、緊急時の避難ルートの確保に配慮した災害に強い道路網の整備を進める必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- ・災害発生後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段・通信網の整備を進める必要がある。

(河川構造物等の適切な維持管理)

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していく必要がある。そのための財源の確保、人材の育成を進める必要がある。
- ・市で管理する河川については緊急度の高い河川から順次改修を行う必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率：(1回以上/年) 100%

(道路構造物等の長寿命化対策)

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率：(1回以上/5年) 100%

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(DIG)、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図る必要がある。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年）

（災害対策用資機材の確保・充実）

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）

2-3 消防等の被災等による救助、救急活動の遅れ及び重大な不足

（災害対策用資機材の確保・充実）

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）

（業務継続体制の整備）

- ・市業務継続計画 (BCP) における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。
- ・職員やその家族が被災することで登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高める必要がある。

（消防力の強化）

- ・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・車両更新計画に基づいた車両整備：車両整備を実施

（緊急消防援助隊の体制強化）

- ・消防の災害対応力強化のため、車両積載資機材等の更新、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。
- ・緊急消防援助隊の受援計画を策定する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・車両積載資機材等の更新計画に基づいた資機材整備：資機材整備を実施

（救出救助に係る連携体制の強化）

- ・救急救命士の教育等を支援し、災害時においても救急医療が実施できる人員の確保を図る必要がある。
- ・近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。

- ・救助資機材等の更新を行う必要がある。
- ・防災航空隊等の他機関との連携訓練を行い、多種多様な災害への対応力を高める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・人材育成に繋がる研修・実習事業：研修・実習を実施

(消防団員等人材の確保・育成)

- ・地域防災力を維持するため、消防団員等の確保対策を図る必要がある。また、消防団の資機材整備を継続的に行う必要がある。
- ・消防団が大規模災害に対応できる有効的な訓練を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・消防団員の確保：充足率 95.6% (条例定数 503 名)

(防犯の強化／空家対策)

- ・平成 29 年 3 月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2 件 (R 元年)
- ・市民等からの空家等管理に係る通報への対応処理率：100%

(防犯の強化)

- ・安全で安心な地域社会づくりのため、東濃西部地区防犯協会や地域の自主防犯組織、高校生ボランティアと連携を推進し、児童の帰宅時間における青色防犯パトロール車両による防犯活動を実施する必要がある。また災害後の連携について想定し計画する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・市内犯罪認知件数(実施計画)：292 件 (H30 年度)

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- ・救急医療施設として、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、災害拠点病院と連携して広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。
- ・大規模災害発生時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、東濃地域災害医療コーディネート訓練を東濃保健所の主催で行っている。引き続き計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携強化を推進する必要がある。
- ・大規模地震を想定したトリアージ訓練などの実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・トリアージ訓練の実施：未実施

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- ・病院本体は耐震化基準に対応しているが、救急医療病院としての機能を強化するため、

災害時の医療機能のさらなる確保・充実に向けて付帯設備の耐震化を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・病院施設の耐震補強のみ達成

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- ・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクへの燃料の備蓄及び自家発電装置の設置等を促進・更新する必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、傷病者の受け入れや医療従事者の派遣等に必要な医療機器、医薬品、食料等の確保を計画的に整備する必要がある。
- ・非常用保存飲用水及び雑用水の確保が必要である。

(医療・介護人材の確保・育成)

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、県と連携して有事の際の迅速なスタッフの確保ができる体制を構築する必要がある。
- ・災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関との連携体制を強化する必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- ・社会福祉施設等に対して、災害から復旧時の支援を充実させる必要がある。

2-5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所環境の充実)

- ・災害時の避難所運営について、臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進める必要がある。また避難所生活の質の向上に向けて、平時より「医療・保健・福祉」の専門職能団体やボランティア・NPO 団体と連携して運営スタッフの確保・育成に努める必要がある。
- ・新型コロナウイルスの対策を考えて避難所を運営する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・災害ボランティア登録団体数：0 団体

(福祉避難所の運営体制確保)

- ・災害時の避難所について、初動時の避難所運営体制を確保する必要がある。臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進める必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- ・予防接種により、罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、市民への予防接種の必要性の周知を行うとともに未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

・麻しん、風しん混合ワクチン接種率：麻しん、風しん混合ワクチン接種率（H30年度）1期 99.5% 2期 95.6%

（被災住宅への支援）

- ・災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があるため、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。民間賃貸住宅の借り上げ体制については、県が平成24年度に業界団体と締結した協定及び、協定に基づいた実施マニュアルに基づき、災害時に被災者へ迅速・的確に情報提供し、入居を希望する被災者がスムーズに手続きが進められる体制を確立する必要がある。
- ・被災住宅の復興を図る必要があることから、家屋の調査及び損壊程度を早期に証明する必要がある。
- ・り災証明書の迅速な発行を行う必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（災害初動対応力の強化）

- ・発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、復旧・復興業務や通常業務のうち、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いによって、非常時優先業務として絞り込むことが必要となる。
- ・発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員が計画を理解し、所属部署において行うべき行動を認識しておく必要がある。このため、計画を配布したり、職場研修等により内容を周知していくことが求められる。
- ・訓練等を通じて計画の実行性を点検し、把握された課題に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなどPDCAサイクルによる継続的な改善により、レベルアップを図っていくことが必要となる。

（庁舎等の防災拠点機能の確保）

- ・大規模災害が発生した際、市の行政機能は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる。また、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えているため、行政機関が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障をきたさない対応が求められる。

（広域連携の推進）

- ・防災訓練の実施は、市域、県域をまたぐ広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の設置等、県や周辺市町村等との合同による訓練の実施を検討していく必要がある。
- ・訓練の検証は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努める必要がある。

（業務継続体制の整備）

- ・市業務継続計画（BCP）における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

- ・職員やその家族が被災することで登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高める必要がある。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- ・広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る必要がある。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- ・A I や R P A といった I C T 技術を活用し、定型的な業務の自動化・省力化を図ることにより、新たな行政課題の解決や相談業務へ人的資源をシフトできるよう業務の見直しを図る必要がある。

（学校施設の環境整備）

- ・本市の市立小中学校で、築後 30 年が経過する建築物においては経年劣化による不具合が生じ、対策が求められているものもある。しかし、近年の厳しい財政状況の下、公共施設全体の合計床面積のうち約 27.8%を占める小中学校の建築物は、財政に大きな影響を与える施設でもあるため、中長期的な整備と維持管理費用に見通しをつけることが強く求められている。
- ・小中学校の施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時に避難所施設としての役割を果たすため、防災機能の強化対策を行うことが必要である。

〔現状の水準を示す指標〕

- ・7 施設における修繕の完了施設数：完了施設数 0 件

（消防・救急の充実）

- ・消防庁舎及び北・南防災センターの施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時の活動拠点として機能強化、維持を行っていく必要がある。

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

（BCP 計画等の策定支援）

- ・企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組む等、予防対策を進める必要がある。
- ・市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、B C P の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

（本社機能の誘致・企業立地の促進）

- ・本社や生産拠点の本市への立地を促進させ、従業員の移住や若者の市外への流出防止

等に加えて、大都市圏に集中する企業のリスク分散により、事業継続を図ることができる。

- ・本市では、土岐市企業立地促進条例に基づき、企業立地促進のための事業所設置奨励金を創設し、用地の引き合いのあった企業などに積極的に本社機能等移転をPRし、効果的に企業誘致活動を実施しており、立地可能な用地の確保、補助制度の充実を図っていく必要がある。
- ・リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備される機会を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進に向けた取り組みが必要である。
- ・民間投資と供用時期を連携し、本社機能の誘致・企業立地の促進、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備を進める必要がある。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- ・大規模災害発生時には、正確な情報が伝わらずに、被災していない地域への風評被害が発生する場合があるため、正確な情報をタイムリーに発信すると共に、土岐市の知名度の向上および効果的な情報発信の推進が必要である。

[現状の水準を示す指標]

- ・情報発信の頻度：観光協会ホームページでの情報発信回数 月 3 回
- ・イベント来訪者数：477 千人(H28 年度)
- ・マスコミ露出回数：884 件(H28 年度)

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(機能的な道路ネットワークの確保)

- ・市道の改良による、道路利用者への安全性、利便性の向上を図る必要がある。
- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施する必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ・市の管理する緊急輸送道路に指定される橋梁が 1 橋あり、耐震補強補修工事を実施していく必要がある。また病院等の災害拠点への緊急輸送道路の整備を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・緊急輸送道路に指定される橋梁の耐震化率：0/1 橋 (R 元年度末)

(リニア中央新幹線の整備促進)

- ・現在、東海道新幹線に代わる新たな国土の大動脈として、その整備が検討されているリニア中央新幹線の実現に向けて積極的に働きかけを行い、大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、整備を促進する必要がある。

4-3 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- ・災害により、食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う必要がある。

- ・災害により、飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。
- ・災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。

（農業水利施設の老朽化対策）

- ・農業系施設には、農地に水を送る農業用水路や排水路、農道、林道及びため池などがあり、農業用施設の主な利用者は農業従事者となるため、損傷による社会的影響は小さいものの、定期的な補修・更新が必要である。
- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援する必要がある。

5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。

5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- ・水道事業及び下水道事業では、地震災害に備え施設の耐震化を推進し、老朽化した施設の更新を計画的に実施する必要がある。

（合併浄化槽への転換促進）

- ・公共下水道や農業集落排水施設が整備される見込みのない地域などで、設置工事費の一部補助制度を活用しながら、合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

（道路啓開の迅速な実施）

- ・災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急の対策を行う必要がある。
- ・市、消防、警察、自衛隊、建設業者等と連携を図って対応する必要があるため、有事に備えた体制整備や、合同訓練等の実施の検討などが必要である。
- ・ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる必要がある。

〔現状の水準を示す指標〕

- ・災害対応訓練（職員）実施率 1回以上／年 100%

（無電柱化の推進）

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討が必要である。

5-2 地域交通ネットワークの分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保)

- ・本市が管理する橋りょうは、全 348 橋、大型ボックスカルバートは、2 箇所、横断歩道橋は、4 橋あり、建設後 50 年を経過する橋は、全体の約 2 割を占めており、20 年後にはこの割合が 5 割まで上昇するため、計画的な維持管理と架替えが必要である。
- ・「土岐市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理・修繕及び更新を行い、損傷が大きくなってから対策を行う「事後的な対応」から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋の寿命を延ばすとともにコスト縮減を図っていく必要がある。
- ・劣化・損傷状況を早期に発見するため、点検計画とその体制を構築する必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ・市の管理する緊急輸送道路に指定される橋梁が 1 橋あり、耐震補強補修工事を実施していく必要がある。また病院等の災害拠点への緊急輸送道路の整備を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・重要橋梁の耐震化率：18/66 橋（R 元年度末）
- ・緊急輸送道路に指定される橋梁の耐震化率：0/1 橋（R 元年度末）

(無電柱化の推進)

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討が必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- ・交通事業者と情報連携を密に取り、影響のある地域の住民に対する周知を速やかに行う必要がある（広報ときによる放送の実施等）。また、状況によっては予備車両を使用したり、計画運休を実施する必要がある。
- ・風雨に伴う倒木により、バス路線が遮断された際には、バス路線運休を決定し、住民への周知を速やかに行う必要がある。

(道路施設の維持管理)

- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施する必要がある。

5-3 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源の関連施設の整備推進等)

- ・主要施設を含め、耐震診断未実施の施設が多く存在するため、今後これらの耐震診断を実施していくとともに、耐震性が無いと診断された施設に対して耐震補強や更新に併せた耐震化を行っていく必要がある。
- ・送水ポンプ施設が 12 施設、配水ポンプ施設が 3 施設、配水池 26 施設あり、計画的な更新・整備計画を立案し、着実に更新していく必要がある。現在、配水池で耐震性が

確認されたのは9施設である。

- ・管路の耐震化を進めるとともに、基幹管路や避難所、医療施設等の重要給水施設までの管路の耐震化を優先的に行っていく必要がある。現在、基幹管路のうち約60%の管路については、耐震適合性が確認されている。

[現状の水準を示す指標]

- ・配水池の耐震化率 : 63.8% (H28年)
- ・管路の耐震管率 : 32.3% (H28年)
- ・基幹管路の耐震管率 : 61.4% (H28年)

(水源の多様化)

- ・水道水源のすべてを岐阜県東部広域水道に求め、供給された浄水を5箇所の受水池で受水しているが、災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、耐震性貯水槽等の拡充が必要である。

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業ため池の防災対策の推進)

- ・農業用ため池の決壊に関して、県が指定した防災重点ため池11池については、緊急時の避難経路や避難場所を示した浸水想定区域図等の作成・公表している。
- ・未整備の施設については、今後作成・公表をしていく必要があり、また、池の利用状況を踏まえた見直しも必要となる。また、これを用いた住民の防災意識の向上、災害時の円滑な避難を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・農業用ため池浸水想定区域図の作成率 : 80%

(河川構造物等の適切な維持管理)

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していく必要がある。そのための財源の確保、人材の育成を進める必要がある。
- ・市で管理する河川については緊急度の高い河川から順次改修を行う必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率 : (1回以上/年) 100%

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援する必要がある。

(都市農林交流の推進)

- ・森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現させるため、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を行う必要がある。
- ・森林病虫害等を早期に駆除し、及びそのまん延を防止し、枯損木の伐採を進め、伐採後の森林整備を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 枯損木の伐採面積 (ha) : 伐採面積 31

(災害に強い森林づくり・森林機能の強化)

- ・ 森林の荒廃により、豪雨による山地災害等が発生することを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・ 森林の造成や本数調整伐等の森林整備事業を進め、治山・治水の基本となる森林機能の強化を図り、森林が持つ水源かん養機能の一層の強化を図るため、山林所有者と協働して、土壌に適した複層林づくりに努める必要がある。

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の対策の推進)

- ・ 「土岐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に迅速な対応がとれるよう行動段階（初動段階・応急段階・復旧段階）を踏まえて事前準備を進める必要がある。
- ・ 大規模災害時災害廃棄物対策情報伝達訓練へ参加していくことで、連携体制の強化と災害応急対応期の混乱を緩和させる体制の構築及び災害対応力の向上を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定：策定状況：策定済（H31.3）

(河川に流出したごみ等の撤去)

- ・ 水害時には、河川及び道路等に大量の流木が堆積した場合、生活環境への影響が生じることも考えられるので、必要に応じて焼却処理する必要がある。
- ・ ごみ（オイル等）の撤去のための備品整備が必要であり、特にオイル等の流出は水質汚濁にも直結し大きな問題となるため、大規模自然災害にも対応できるよう、オイルマットやオイルフェンス、胴長等の整備が必要である。

(環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進)

- ・ 環境センターの機能を維持するため、長寿命化計画に沿った整備が必要である。
- ・ 災害廃棄物の不法投棄を防止するため、効果的な啓発活動と監視の強化が必要である。また監視員によるパトロール及びHP、広報、看板等による啓発活動を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 不法投棄重量（実施計画）：22,300kg（R元年）

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築支援職員の養成)

- ・ 自治会など地域活動の現場からは、活動の担い手や団体間の連携、地域住民の意識に関する課題があがっていることから、声かけ、簡単な買い物の手伝い、病院通院の乗り合わせなど、地域での身近な助け合いやボランティア活動を始める機会を確保し、

担い手を育成するとともに、ボランティア団体等の活動を支援する必要がある。

- ・ボランティア活動の情報提供や啓発事業とともに、気軽にボランティア活動へ参加できる仕組みづくりを進め、ボランティアの拠点を核としたネットワークの構築を図る必要がある。

(防災人材の育成)

- ・災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。
- ・これまで防災リーダー養成講座を実施し、地域で活躍する防災士を合計 110 名養成した。今後も地域防災力の向上のため、継続実施していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・市内防災士の数：110 人

(コミュニティ活動の担い手養成)

- ・地域社会の環境の変化のほか人口減少や高齢化等により自治会の加入率は年々低下しており、地域コミュニティの脆弱化が危惧されている。そのため、今後の自治会のあり方に関して市民の意見を聴取するとともに、自治会の現状把握と対策検討を行い、地域コミュニティの持続・活性化を目的とした共助のまちづくりを進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・自治会加入率： 68.3% (R2.4.1 現在)

(災害対策用資機材の確保・充実)

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件 (R 元年)

(防犯の強化／空家対策)

- ・平成 29 年 3 月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2 件 (R 元年)
- ・市民等からの空家等管理に係る通報への対応処理率：100%

(防犯の強化)

- ・災害時には、様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るために、必要な措置を講ずる必要がある。
- ・被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める等、社会混乱の抑制を図るため、地域の自主防犯組織との連携を推進していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・市内犯罪認知件数(実施計画)：292 件 (H30 年度)

7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保)

- ・本市が管理する橋りょうは、全 348 橋、大型ボックスカルバートは、2 箇所、横断歩道橋は、4 橋あり、建設後 50 年を経過する橋は、全体の約 2 割を占めており、20 年後にはこの割合が 5 割まで上昇するため、計画的な維持管理と架替えが必要である。
- ・「土岐市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理・修繕及び更新を行い、損傷が大きくなってから対策を行う「事後的な対応」から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋の寿命を延ばすとともにコスト縮減を図る必要がある。
- ・劣化・損傷状況を早期に発見するため、点検計画とその体制を構築する必要がある。

(河川構造物等の適切な維持管理)

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していく必要がある。そのための財源の確保、人材の育成を進める必要がある。
- ・市で管理する河川については緊急度の高い河川から順次改修を行う必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率：(1 回以上／年) 100%

7-4 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興)

- ・史跡乙塚古墳附段尻巻古墳の石室の崩落等を防ぐ措置を行い貴重な文化財を後世に伝え、周辺の環境整備を行い郷土の歴史を体感できる場として活用していくとともに、史跡の保存と活用の促進を図る計画を策定し、史跡一帯の整備を推進する必要がある。
- ・市内に所在する文化財の毀損や紛失を防ぐため、所在の確認や所有者への防災状況についての確認を行うなど、文化財を保存する取り組みが必要である。
- ・市内の文化財について、地震や台風大雨等自然災害時における毀損時の対応方法について検討する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・史跡乙塚古墳墳丘及び石室整備：完了 (R 元年)

7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- ・災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要であるため、引き続き事業を推進する必要がある。
- ・住宅地はもとより、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び砂防指定地内においても事業を推進する必要がある。
- ・土地境界トラブルの未然防止、土地取引の円滑化、災害時の早期復旧、課税の適正化、公共工事及びまちづくりの円滑化等のため事業を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・地籍調査進捗率：16.27%（R元年度末）

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・応急仮設住宅の用地供給体制の整備や民間賃貸住宅の借り上げ体制の確立を行う必要がある。
- ・土岐市業務継続計画（H29.11）において、非常時優先業務と位置付けて、り災者支援を行う必要がある。
- ・災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。

（協働まちづくりの推進）

- ・自治会の現状確認等を行い、地域コミュニティによる防災体制の構築を図るための対策を検討する必要がある。
- ・空き家バンク制度を設けて、空き家等の物件の所有者と、購入・賃借希望者を市ホームページ等で結びつけ、空家解消を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・自治会加入率：68.3%（R2.4.1現在）

(別紙 2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路施設の災害防止)

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率：(1 回以上／5 年) 100%

(機能的な道路ネットワークの確保)

- ・市道の改良による、道路利用者への安全性、利便性の向上を図る必要がある。
- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施する必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ・市の管理する緊急輸送道路に指定される橋梁が 1 橋あり、耐震補強補修工事を実施していく必要がある。また病院等の災害拠点への緊急輸送道路の整備を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・緊急輸送道路に指定される橋梁の耐震化率：0/1 橋 (R 元年度末)

(リニア中央新幹線の整備促進)

- ・現在、東海道新幹線に代わる新たな国土の大動脈として、その整備が検討されているリニア中央新幹線の実現に向けて積極的に働きかけを行い、大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、整備を促進する必要がある。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保)

- ・本市が管理する橋りょうは、全 348 橋、大型ボックスカルバートは、2 箇所、横断歩道橋は、4 橋あり、建設後 50 年を経過する橋は、全体の約 2 割を占めており、20 年後にはこの割合が 5 割まで上昇するため、計画的な維持管理と架替えが必要である。
- ・「土岐市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理・修繕及び更新を行い、損傷が大きくなってから対策を行う「事後的な対応」から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋の寿命を延ばすとともにコスト削減を図る必要がある。
- ・劣化・損傷状況を早期に発見するため、点検計画とその体制を構築する必要がある。

(無電柱化の推進)

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討が必要がある。

(道路施設の維持管理)

- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施する必要がある。

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水対策)

- ・河川構造物・砂防施設に関しては維持管理を適切に実施していく必要がある。そのための財源の確保、人材の育成を進める必要がある。
- ・市で管理する河川については緊急度の高い河川から順次改修を行う必要がある。
- ・市道認定された橋梁の補強・補修・架替により道路の防災機能を高め、有事の際に起こりうる物資輸送経路の遮断の防止や、早期復興を助長する必要がある。

(洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業)

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図る必要がある。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・(洪水ハザードマップ) H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉→R2 年度改正
- ・(土砂災害ハザードマップ) H25 年度〈当初作成〉→R2 年度改正

(総合的な土砂災害対策)

- ・土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要があり、国や県と連携して、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）、地すべり対策工事、急傾斜地対策工事を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・県単急傾斜地崩壊対策工事（妻木旭町）進捗率：0%

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- ・本市は、市域の約 7 割が山林であり、中央丘陵を取り囲むように市街地が形成され、更に南北にも丘陵が存在する。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、代替ルートを含めた整備や道路防災対策など、緊急時の避難ルートの確保に配慮した災害に強い道路網の整備を進める必要がある。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- ・災害発生後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段・通信網の整備を進める必要がある。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業ため池の防災対策の推進)

- ・農業用ため池の決壊に関して、県が指定した防災重点ため池 11 池については、緊急時の避難経路や避難場所を示した浸水想定区域図等の作成・公表しているが、未整備の

施設については、今後作成・公表をしていく必要があり、また、池の利用状況を踏まえた見直しも必要となる。

- ・これを用いた住民の防災意識の向上、災害時の円滑な避難を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・農業用ため池浸水想定区域図の作成率：80%

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援する必要がある。

(都市農林交流の推進)

- ・森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現させるため、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を行う必要がある。
- ・森林病虫害等を早期に駆除し、及びそのまん延を防止し、枯損木の伐採を進め、伐採後の森林整備を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・枯損木の伐採面積 (ha)：伐採面積 31

(災害に強い森林づくり)

- ・森林の荒廃により、豪雨による山地災害等が発生することを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ・森林の造成や本数調整伐等の森林整備事業を進め、治山・治水の基本となる森林機能の強化を図り、森林が持つ水源かん養機能の一層の強化を図るため、山林所有者と協働して、土壌に適した複層林づくりに努める必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- ・農業系施設には、農地に水を送る農業用水路や排水路、農道、林道及びため池などがあり、農業用施設の主な利用者は農業従事者となるため、損傷による社会的影響は小さいものの、定期的な補修・更新が必要である。
- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援する必要がある。

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化)

- ・大規模な地震が発生した時、より多くの人命を確保するため、建築物の耐震化の普及を図る必要がある。
- ・平成 25 年度の住宅の耐震化率は 72%、多数の者が利用する建築物(1 号特定建築物)の耐震化率は平成 27 年度で 81%であり、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。
- ・個別訪問等による耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、木造住宅無料耐震診断や木造住宅耐震補強工事費補助等の耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・

耐震改修の促進を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・民間建築物の耐震化率：住宅の耐震化率：72%（H25年）
- ・多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化率：81%（H27年）

（公共施設（公園施設）の維持管理）

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努める必要がある。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト削減に努めていく必要がある。

（防犯の強化／空家対策）

- ・平成29年3月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2件（R元年）
- ・市民等からの空家等管理に係る通報への対応処理率：100%

（学校施設の環境整備）

- ・本市の市立小中学校で、築後30年が経過する建築物においては経年劣化による不具合が生じ、対策が求められているものもある。しかし、近年の厳しい財政状況の下、公共施設全体の合計床面積のうち約27.8%を占める小中学校の建築物は、財政に大きな影響を与える施設でもあるため、中長期的な整備と維持管理費用に見通しをつけることが強く求められている。
- ・小中学校の施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時に避難所施設としての役割を果たすため、防災機能の強化対策を行うことが必要である。

[現状の水準を示す指標]

- ・7施設における修繕の完了施設数：完了施設数0件

（消防・救急の充実）

- ・消防庁舎及び北・南防災センターの施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時の活動拠点として機能強化、維持を行っていく必要がある。

（文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興）

- ・史跡乙塚古墳附段尻巻古墳の石室の崩落等を防ぐ措置を行い貴重な文化財を後世に伝え、周辺の環境整備を行い郷土の歴史を体感できる場として活用していくとともに、史跡の保存と活用の促進を図る計画を策定し、史跡一帯の整備を推進する必要がある。
- ・市内に所在する文化財の毀損や紛失を防ぐため、所在の確認や所有者への防災状況についての確認を行うなど、文化財を保存する取り組みが必要である。
- ・市内の文化財について、地震や台風大雨等自然災害時における毀損時の対応方法について検討する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 史跡乙塚古墳墳丘及び石室整備：完了（R 元年）

（地籍調査の促進）

- ・ 災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要であるため、引き続き事業を推進する必要がある。
- ・ 住宅地はもとより、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び砂防指定地内においても事業を推進する必要がある。
- ・ 土地境界トラブルの未然防止、土地取引の円滑化、災害時の早期復旧、課税の適正化、公共工事及びまちづくりの円滑化等のため事業を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 地籍調査進捗率：16.27%（R 元年度末）

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・ 応急仮設住宅の用地供給体制の整備や民間賃貸住宅の借り上げ体制の確立を行う必要がある。
- ・ 土岐市業務継続計画（H29.11）において、非常時優先業務と位置付けて、り災者支援を行う必要がある。
- ・ 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。

（市営住宅の適正な管理）

- ・ 平成 10 年以降に整備された一部の施設を除き、すべての施設が建築後 30 年を経過、約 6 割の施設が 50 年を経過しており、老朽化が進行している。そのため、平成 29 年度に策定した土岐市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽した住宅については計画的な廃止を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 老朽市営住宅からの移転件数：1 件／年
- ・ 老朽市営住宅解体件数：1 件／年

（大規模盛土造成地対策）

- ・ 市内の大規模盛土造成調査の必要性が生じた場合には、調査を実施し、適切な対応を行い被害の軽減を図る必要がある。

（市街地整備の促進）

- ・ 区画整理事業等を促進することにより狭あい道路の解消、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある

（5）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

（災害医療体制の充実）

- ・ 救急医療施設として、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、災害拠点病院と連携して広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。

- ・大規模災害発生時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、東濃地域災害医療コーディネート訓練を東濃保健所の主催で行っている。引き続き計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携強化を推進する必要がある。
- ・大規模地震を想定したトリアージ訓練などの実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・トリアージ訓練の実施：未実施

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- ・病院本体は耐震化基準に対応しているが、救急医療病院としての機能を強化するため、災害時の医療機能のさらなる確保・充実に向けて付帯設備の耐震化を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・耐震補強の達成度：病院施設のみ達成

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- ・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクへの燃料の備蓄及び自家発電装置の設置等を促進・更新する必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、傷病者の受け入れや医療従事者の派遣等に必要な医療機器、医薬品、食料等の確保を計画的に整備する必要がある。
- ・非常用保存飲用水及び雑用水の確保が必要である。

(医療・介護人材の確保・育成)

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、県と連携して有事の際の迅速なスタッフの確保ができる体制を構築する必要がある。
- ・災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関との連携体制を強化する必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- ・社会福祉施設等に対して、災害から復旧時の支援を充実させる必要がある。

(避難所環境の充実)

- ・災害時の避難所運営について、臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進める必要がある。また避難所生活の質の向上に向けて、平時より「医療・保健・福祉」の専門職能団体やボランティア・NPO 団体と連携して運営スタッフの確保・育成に努める必要がある。
- ・新型コロナウイルスの対策を考えて避難所を運営する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・災害ボランティア登録団体数：0 団体

(福祉避難所の運営体制確保)

- ・災害時の避難所について、初動時の避難所運営体制を確保する必要がある。臨機応変

に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進める必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- ・予防接種により、罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地で
のまん延の防止につながる。そのため、市民への予防接種の必要性の周知を行うと
ともに未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・麻しん、風しん混合ワクチン接種率：麻しん、風しん混合ワクチン接種率
(H30 年度) 1 期 99.5% 2 期 95.6%

(被災住宅への支援)

- ・災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を
収容するための住宅を仮設する必要があるため、的確・迅速な応急住宅対策を行うた
めの体制を整備する必要がある。民間賃貸住宅の借り上げ体制については、県が平成
24 年度に業界団体と締結した協定及びそれに基づいた実施マニュアルに基づき、災害
時に被災者へ迅速・的確に情報提供し、入居を希望する被災者がスムーズに手続きが
行える体制づくりを進める必要がある。
- ・被災住宅の復興を図る必要があることから、家屋の調査、損壊程度を早期に証明する
必要がある。
- ・り災証明書の迅速な発行を行う必要がある。

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(BCP 計画等の策定支援)

- ・企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与える
ため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする
予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守
るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事
業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組む等、予防対策を進める必要がある。
- ・市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分
に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくととも
に、防災対策に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

- ・本社や生産拠点の本市への立地を促進させ、従業員の移住や若者の市外への流出防止
等に加えて、大都市圏に集中する企業のリスク分散により、事業継続を図ることがで
きる。
- ・本市では、土岐市企業立地促進条例に基づき、企業立地促進のための事業所設置奨励
金を創設し、用地の引き合いのあった企業などに積極的に本社機能等移転をPRし、
効果的に企業誘致活動を実施しており、立地可能な用地の確保、補助制度の充実を図
っていく必要がある。
- ・リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備される機会を活かし、首都圏等に立
地する本社機能等の移転促進に向けた取り組みが必要である。
- ・民間投資と供用時期を連携し、本社機能の誘致・企業立地の促進、人流・物流の効率
化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備を進める必要がある。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- ・大規模災害発生時には、正確な情報が伝わらずに、被災していない地域への風評被害

が発生する場合があるため、正確な情報をタイムリーに発信すると共に、土岐市の知名度の向上および効果的な情報発信の推進が必要である。

[現状の水準を示す指標]

- ・情報発信の頻度：観光協会ホームページでの情報発信回数 月 3 回
- ・イベント来訪者数：477 千人 (H28 年度)
- ・マスコミ露出回数：884 件 (H28 年度)

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- ・水道事業及び下水道事業では、地震災害に備え施設の耐震化を推進し、老朽化した施設の更新を計画的に実施する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進)

- ・公共下水道や農業集落排水施設が整備される見込みのない地域などで、設置工事費の一部補助を活用して、合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

(水資源の関連施設の整備推進等)

- ・主要施設を含め、耐震診断未実施の施設が多く存在するため、今後これらの耐震診断を実施していくとともに、耐震性が無いと診断された施設に対して耐震補強や更新に併せた耐震化を行っていく必要がある。
- ・送水ポンプ施設が 12 施設、配水ポンプ施設が 3 施設、配水池 26 施設あり、計画的な更新・整備計画を立案し、着実に更新していく必要がある。現在、配水池で耐震性が確認されたのは 9 施設である。
- ・管路の耐震化を進めるとともに、基幹管路や避難所、医療施設等の重要給水施設までの管路の耐震化を優先的に行っていく必要がある。現在、基幹管路のうち約 60%の管路については、耐震適合性が確認されている。

[現状の水準を示す指標]

- ・配水池の耐震化率 : 63.8% (H28 年度)
- ・管路の耐震管率 : 32.3% (H28 年度)
- ・基幹管路の耐震管率 : 61.4% (H28 年度)

(水源の多様化)

- ・水道水源のすべてを岐阜県東部広域水道に求め、供給された浄水を 5 箇所の受水池で受水しているが、災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、耐震性貯水槽等の拡充が必要である。

(道路啓開の迅速な実施)

- ・災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急の対策を行う必要がある。
- ・市、消防、警察、自衛隊、建設業者等と連携を図って対応する必要があるため、有事に備えた体制整備や、合同訓練等の実施の検討などが必要である。
- ・ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期

に復旧させる必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・災害対応訓練（職員）実施率 1 回以上／年 100%

（無電柱化の推進）

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討が必要となる。

（8）行政機能 ～公助の強化～

（災害対策用資機材の確保・充実）

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組む必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）

（広域避難所の運用）

- ・土岐市文化プラザは、約 1,000 名の避難住民を収容する広域避難所であるため、自家発電設備及び災害バルクを設置し、災害発生時には発電、炊出し等を 3 日間行うことができる準備と維持管理に努める必要がある。

（住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化）

- ・移動体通信（MCA）について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に適切に配備をし、配備先の使用者が操作方法を把握する必要がある。
- ・防災行政無線 157 基について、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・防災行政無線整備：子局 157 カ所・MCA 無線 33 台の配備

（非常用物資の備蓄促進）

- ・巨大地震、集中豪雨等大規模災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、広域避難所の整備、災害用食料（アルファ化米・サバイバルフーズ・パン・飲料水）の備蓄を進める必要がある。

（業務継続体制の整備）

- ・市業務継続計画（BCP）における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。
- ・職員やその家族が被災することで登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高める必要がある。

(消防力の強化)

- ・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・車両更新計画に基づいた車両整備：車両整備を実施

(緊急消防援助隊の体制強化)

- ・消防の災害対応力強化のため、車両積載資機材等の更新、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。
- ・緊急消防援助隊の受援計画を策定する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・車両積載資機材等の更新計画に基づいた資機材整備：資機材整備を実施

(災害初動対応力の強化)

- ・発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、復旧・復興業務や通常業務のうち、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いによって、非常時優先業務として絞り込むことが必要となる。
- ・発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員が計画を理解し、所属部署において行うべき行動を認識しておく必要がある。このため、計画を配布したり、職場研修等により内容を周知していくことが求められる。
- ・訓練等を通じて計画の実行性を点検し、把握された課題に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなどPDCAサイクルによる継続的な改善により、レベルアップを図っていくことが必要となる。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- ・大規模災害が発生した際、市の行政機能は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる。また、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えているため、行政機関が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障をきたさない対応が求められる。

(広域連携の推進)

- ・防災訓練の実施は、市域、県域をまたぐ広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の設置等、県や周辺市町村等との合同による訓練の実施を検討していく必要がある。
- ・訓練の検証は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める必要がある。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- ・広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- ・ A I や R P A といった I C T 技術を活用し、定型的な業務の自動化・省力化を図ることにより、新たな行政課題の解決や相談業務へ人的資源をシフトできるよう業務の見直しを図る必要がある。

(災害時における食料供給体制の確保)

- ・ 災害により、食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う必要がある。
- ・ 災害により、飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。
- ・ 災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物の対策の推進)

- ・ 「土岐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に迅速な対応がとれるよう行動段階（初動段階・応急段階・復旧段階）を踏まえて事前準備を進める必要がある。
- ・ 大規模災害時災害廃棄物対策情報伝達訓練へ参加していくことで、連携体制の強化と災害応急対応期の混乱を緩和させる体制の構築及び災害対応力の向上を図る必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定：策定状況：策定済（H31.3）

(河川に流出したごみ等の撤去)

- ・ 水害時には、河川及び道路等に大量の流木が堆積した場合、生活環境への影響が生じることも考えられるので、必要に応じて焼却処理する必要がある。
- ・ ごみ（オイル等）の撤去のための備品整備が必要であり、特にオイル等の流出は水質汚濁にも直結し大きな問題となるため、大規模自然災害にも対応できるよう、オイルマットやオイルフェンス、胴長等の整備が必要である。

(環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進)

- ・ 環境センターの機能を維持するため、長寿命化計画に沿った整備が必要である。
- ・ 災害廃棄物の不法投棄を防止するため、効果的な啓発活動と監視の強化が必要となる。監視員によるパトロール及びHP、広報、看板等による啓発活動を推進していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・ 不法投棄重量（実施計画）：22 t（R元年）

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(防犯の強化)

- ・安全で安心な地域社会づくりのため、東濃西部地区防犯協会や地域の自主防犯組織、高校生ボランティアと連携を推進し、児童の帰宅時間における青色防犯パトロール車両による防犯活動を実施する必要がある。また災害後の連携について想定し計画する必要がある。
- ・災害時には、様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るために、必要な措置を講ずる必要がある。
- ・被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める等、社会混乱の抑制を図るため、地域の自主防犯組織との連携を推進していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・市内犯罪認知件数(実施計画)：292 件 (H30 年度)

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- ・交通事業者と情報連携を密に取り、影響のある地域の住民に対する周知を速やかに行う必要がある。(広報ときによる放送の実施等)。また、状況によっては予備車両を使用したり、計画運休を実施する必要がある。
- ・風雨に伴う倒木により、バス路線が遮断された際には、バス路線運休を決定し、住民への周知を速やかに行う必要がある。

(協働まちづくりの推進)

- ・自治会の現状確認等を行い、地域コミュニティによる防災体制の構築を図るための対策を検討する必要がある。
- ・空き家バンク制度を設けて、空き家等の物件の所有者と、購入・賃借希望者を市ホームページ等で結びつけ、空家解消を推進する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・自治会加入率：68.3% (R2.4.1 現在)

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(D I G)、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図る必要がある。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人 (R 元年度)

(防災・減災データの提供推進)

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図る必要がある。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・(洪水ハザードマップ) H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉→R2 年度改正
- ・(土砂災害ハザードマップ) H25 年度〈当初作成〉→R2 年度改正

(防災教育の推進)

- 子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、自主的な取り組みの拡大に努める必要がある。

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者支援体制の強化を目的に、社会福祉協議会や社会福祉施設、関係団体、地域住民の方の協力を得る必要がある。また災害発生時に地域の自主防災組織などにより救援のできる支援体制を築くため、要支援者の情報を名簿に登録し、支援者との間に情報の共有を図る必要がある。
- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成を支援する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- 避難行動要支援者名簿登録・配布同意率：同意者 1,942 名／全体 3,047 名
(R2 年 4 月現在)

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 救急救命士の教育等を支援し、災害時においても救急医療が実施できる人員の確保を図る必要がある。
- 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。
- 救助資機材等の更新を計画的に行う必要がある。
- 防災航空隊等の他機関との連携訓練を行い、多種多様な災害への対応力を高める必要がある。

(消防団員等人材の確保・育成)

- 地域防災力を維持するため、消防団員等の確保対策を図る必要がある。また、消防団の資機材整備を継続的に行う必要がある。
- 消防団が大規模災害に対応できる有効的な訓練を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- 消防団員の確保：充足率 95.6% (条例定数 503 名)

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築支援職員の養成)

- 自治会など地域活動の現場からは、活動の担い手や団体間の連携、地域住民の意識に関する課題があがっていることから、声かけ、簡単な買い物の手伝い、病院通院の乗り合わせなど、地域での身近な助け合いやボランティア活動を始める機会を確保し、担い手を育成するとともに、ボランティア団体等の活動を支援していく必要がある。
- ボランティア活動の情報提供や啓発事業とともに、気軽にボランティア活動へ参加できる仕組みづくりを進め、ボランティアの拠点を核としたネットワークの構築を図る必要がある。

(防災人材の育成)

- 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。

- ・これまで防災リーダー養成講座を実施し、地域で活躍する防災士を合計 110 名養成した。今後も地域防災力の向上のため、継続実施していく必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・市内防災士の数： 110 人（R 元年）

（コミュニティ活動の担い手養成）

- ・地域社会の環境の変化のほか人口減少や高齢化等により自治会の加入率は年々低下しており、地域コミュニティの脆弱化が危惧されている。そのため、今後の自治会のあり方に関して市民の意見を聴取するとともに、自治会の現状把握と対策検討を行い、地域コミュニティの持続・活性化を目的とした共助のまちづくりを進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・自治会加入率： 68.3%（R2.4.1 現在）

（11）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- ・生活必需品物資や医療救護、緊急支援など災害時における応援協定を各分野で提携しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡訓練を行う必要がある。また今後も、必要に応じて関係機関と協定を結び、防災拠点機能を強化する必要がある。
- ・大規模災害時には、災害時相互応援協定による支援も含め、様々な救援救助活動が想定されることから、被災者に迅速かつ円滑に支援が行き届くよう、受援計画を策定する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・災害応援協定の締結数：合計 48 団体（相互応援 8、物資 11、復旧 8）

（12）メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

（道路構造物等の長寿命化対策）

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図る必要がある。

（河川構造物等の適切な維持管理）

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していく必要がある。そのための財源の確保、人材の育成を進める必要がある。
- ・市で管理する河川については緊急度の高い河川から順次改修を行う必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・点検実施率：（1 回以上／年）100%

（公共施設（公園施設）の維持管理）

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努める必要がある。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライ

フサイクルコスト削減に努める必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- ・公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える建築物も見込まれることから、点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施していくことで、施設の適正な利用を図る必要がある。維持保全にあたっては、施設の状態を踏まえ、財政負担の平準化を図りながら、公共施設の中でも相対的に市民の利用が多い公共施設について優先的に対策を実施する必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・公共施設等総合管理計画の策定：策定済
- ・市有建物長寿命化計画の策定：策定済

(学校施設の環境整備)

- ・公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、学校施設の耐震化を完了している。今後も長寿命化計画を元に築20年毎の修繕・改修・改造・改築を進める必要がある。

[現状の水準を示す指標]

- ・小中学校の耐震化率：100%

(別紙3) 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- ・大規模な地震が発生した時、より多くの人命を確保するため、建築物の耐震化の普及を図ります。
- ・住宅の耐震化率は、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいないため、個別訪問等による耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、木造住宅無料耐震診断や木造住宅耐震補強工事費補助等の耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・民間建築物の耐震化率：住宅の耐震化率：72% (H25 年)
→目標 95% (R7 年)
- ・多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化率：81% (H27 年)
→目標 95% (R7 年)

(公共施設（公園施設）の維持管理)

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努めます。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト削減に努めます。

(公共施設等の維持管理)

- ・公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える建築物も見込まれることから、点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施していくことで、施設の適正な利用を図ります。維持保全にあたっては、施設の状態を踏まえ、財政負担の平準化を図りながら、公共施設の中でも相対的に市民の利用が多い公共施設について優先的に対策を実施します。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・公共施設等総合管理計画の策定：策定済 →目標 計画策定及び計画に基づいた取組
- ・市有建物長寿命化計画の策定：策定済 →目標 計画策定及び計画に基づいた取組

(防犯の強化／空家対策)

- ・平成 29 年 3 月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進めていきます。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2 件 (R 元年) →目標 1 件/年

（市営住宅の適正な管理）

- ・平成10年以降に整備された一部の施設を除き、すべての施設が建築後30年を経過、約6割の施設が50年を経過しており、老朽化が進行している。そのため、平成29年度に策定した土岐市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽した住宅については計画的な廃止を進めます。

〔重要行政評価指標（KPI）〕

- ・老朽市営住宅からの移転件数：1件／年 →目標 5件／年（R5年）
- ・老朽市営住宅解体件数：1件／年 →目標 2件／年（R5年）

（大規模盛土造成地対策）

- ・市内の大規模盛土造成調査の必要性が生じた場合には、調査を実施し、適切な対応を行い被害の軽減を図ります。

（市街地整備の促進）

- ・区画整理事業等を促進することにより狭あい道路の解消、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させます。

（道路施設の災害防止）

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図ります。

（学校施設の環境整備）

- ・公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、学校施設の耐震化を完了している。今後も長寿命化計画を元に修繕・改修・改造・改築を進めていきます。

1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

（総合的な治水対策）

- ・河川構造物・砂防施設に関しては維持管理を適切に実施していきます。そのための財源の確保、人材の育成を進めます。
- ・市で管理する支川についても緊急度の高い河川から順次改修を行います。
- ・市道認定された橋梁の補強・補修・架替により道路の防災機能を高め、有事の際に起こりうる物資輸送経路の遮断の防止や、早期復興を推進します。

（洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業）

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図ります。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供します。

〔重要行政評価指標（KPI）〕

- ・（洪水ハザードマップ） H13年度〈当初作成〉→H19年度〈改正〉
 - ・（土砂災害ハザードマップ） H25年度〈当初作成〉
- 目標（洪水・土砂災害ハザードマップ） R2年度作成
- ※最新のハザードマップは、洪水及び土砂災害を併せて作成する。

1-3 大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策)

- ・土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要があり、国や県と連携して、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）、地すべり対策工事、急傾斜地対策工事を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・県単急傾斜地崩壊対策工事（妻木旭町）進捗率：0% →目標 R2 年：25%、R3 年：50%、R4 年：75%、R5 年：100%

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(D I G)、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図ります。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年）→目標 180 人（R6 年）

(災害対策用資機材の確保・充実)

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組めます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- 防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）→目標 25 件(R6 年)

(広域避難所の運用)

- ・土岐市文化プラザは、約 1,000 名の避難住民を収容する広域避難所であるため、自家発電設備及び災害バルクを設置し、災害発生時には発電、炊出し等を 3 日間行うことができる準備と維持管理に努めます。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生

(住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- ・移動体通信(MCA)について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に適切に配備をし、配備先の使用者が操作方法を把握できる訓練を実施します。
- ・防災行政無線 157 基について、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進めます。

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(D I G)、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図ります。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年）→目標 180 人（R6 年）

（防災・減災データの提供推進）

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図ります。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・（洪水ハザードマップ） H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉
 - ・（土砂災害ハザードマップ） H25 年度〈当初作成〉
 - ・（洪水・土砂災害ハザードマップ） R2 年度作成
- ※最新のハザードマップは、洪水及び土砂災害を併せて作成する。

（防災教育の推進）

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、自主的な取り組みの拡大に努めます。

（要配慮者支援の推進）

- ・避難行動要支援者支援体制の強化を目的に、社会福祉協議会や社会福祉施設、関係団体、地域住民の方の協力を得ることや、災害発生時に地域の自主防災組織などにより救援のできる支援体制を築くために、要支援者の情報を名簿に登録し、支援者との間に情報の共有を図ります。
- ・平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成を支援します。

[現状の水準を示す指標]

- ・避難行動要支援者名簿登録・配布同意率：同意者 1,942 名／全体 3,047 名
→目標 同意率 65%

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化）

- ・生活必需品物資や医療救護、緊急支援など災害時における応援協定を各分野で提携しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡訓練を行います。また今後も、必要に応じて関係機関と協定を結び、防災拠点機能を強化します。
- ・大規模災害時には、災害時相互応援協定による支援も含め、様々な救援救助活動が想定されることから、被災者に迅速かつ円滑に支援が行き届くよう、受援計画を策定します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・災害応援協定の締結数：合計 49 団体（相互応援 8、物資 11、復旧 8）
→目標 60 団体（R6 年）

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- ・上水道事業及び下水道事業では、地震災害に備え施設の耐震化を推進し、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。

（非常用物資の備蓄促進）

- ・巨大地震、集中豪雨等大規模災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、広域避難所の整備、災害用食料（アルファ化米・サバイバルフーズ・パン・飲料水）の備蓄を進めます。

（公共施設（公園施設）の維持管理）

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努めます。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト削減に努めます。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

（孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保）

- ・本市は、市域の約7割が山林であり、中央丘陵を取り囲むように市街地が形成され、更に南北にも丘陵が存在しており、こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、代替ルートを含めた整備や道路防災対策など、緊急時の避難ルートの確保に配慮した災害に強い道路網の整備を進めます。

（孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保）

- ・災害発生後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段・通信網の整備を進めます。

（河川構造物等の適切な維持管理）

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していきます。そのための財源の確保、人材の育成を進めます。
- ・市で管理する支川についても緊急度の高い河川から順次改修を行います。

〔現状の水準を示す指標〕

- ・点検実施率：（1回以上／年）100% →目標 100%を維持する。

（道路構造物等の長寿命化対策）

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図ります。

（住民主体での避難対策の強化/防災教育の推進）

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練（DIG）、防災に係る各講座を行い地域防災力向上を図ります。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年） →目標 180 人（R6 年）

（災害対策用資機材の確保・充実）

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組めます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）→目標 25 件（R6 年）

2-3 消防等の被災等による救助、救急活動の遅れ及び重大な不足

（災害対策用資機材の確保・充実）

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組めます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）→目標 25 件（R6 年）

（業務継続体制の整備）

- ・市業務継続計画（BCP）における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持します。
- ・職員やその家族が被災することで登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高めていきます。

（消防力の強化）

- ・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していきます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・車両更新計画に基づいた車両整備：車両整備を実施 →目標 継続実施

（緊急消防援助隊の体制強化）

- ・消防の災害対応力強化のため、車両積載資機材等の更新計画に基づき情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図ります。
- ・緊急消防援助隊の受援計画を策定します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・車両積載資機材等の更新計画に基づいた資機材整備：資機材整備を実施 →目標 継続実施

（救出救助に係る連携体制の強化）

- ・救急救命士の教育等を支援し、災害時においても救急医療が実施できる人員の確保を図ります。

- ・複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるため、教育環境の整備を進めます。
- ・救助資機材等の更新を計画的に行います。
- ・防災航空隊等の他機関との連携訓練を行い、多種多様な災害へ対応力を高めていきます。

（消防団員等人材の確保・育成）

- ・地域防災力を維持するため、消防団員等の確保対策を図ります。また、消防団の資機材整備を継続的に進めます。
- ・消防団が大規模災害に対応できる有効的な訓練を実施していきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・消防団員の確保：充足率 95.6%（条例定数 503 名）
→目標 充足率 95%以上（条例定数 503 名）

（防犯の強化／空家対策）

- ・平成 29 年 3 月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進めていきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・危険な空家の危険性の除去件数：2 件（R 元年）→目標 1 件／年

（防犯の強化）

- ・安全で安心な地域社会づくりのため、東濃西部地区防犯協会や地域の自主防犯組織、高校生ボランティアと連携を推進し、児童の帰宅時間における青色防犯パトロール車両による防犯活動を実施していきます。また災害後の連携についても想定した計画を策定します。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・市内犯罪認知件数(実施計画)：292 件（H30 年度） →目標 320 件（R7 年度）

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

（災害医療体制の充実）

- ・救急医療施設として、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、災害拠点病院と連携して広域災害時における災害医療体制を確保します。
- ・大規模災害発生時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、東濃地域災害医療コーディネート訓練を東濃保健所の主催で行っており、引き続き計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携強化を推進していきます。
- ・大規模地震を想定したトリアージ訓練などの実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進します。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・トリアージ訓練の実施：未実施→目標 実施

（災害拠点病院等の耐震化の促進）

- ・病院本体は耐震化基準に対応しているが、救急医療病院としての機能を強化するため、災害時の医療機能のさらなる確保・充実に向けて付帯設備の耐震化を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・耐震補強の達成度：病院施設のみ達成
→目標 附帯設備を含めた全施設の達成

（医療施設等におけるエネルギー確保）

- ・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクへの燃料の備蓄及び災害時には72時間電力を供給できる自家発電装置の設置等を促進・更新し、災害時相互応援協定に基づいてその燃料の確保に努めます。

（救急医療提供体制の強化）

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、傷病者の受け入れや医療従事者の派遣等に必要な医療機器、医薬品、食料等の確保を計画的に整備します。
- ・非常用保存飲用水及び雑用水を確保します。

（医療・介護人材の確保・育成）

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、県と連携して有事の際の迅速なスタッフの確保ができる体制を構築します。
- ・災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関との連携体制を強化します。

（社会福祉施設等への支援）

- ・社会福祉施設等に対して、国庫補助金等を活用し、災害から復旧時の支援を充実させます。

2-5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所環境の充実）

- ・災害時の避難所運営について、臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進めます。また避難所生活の質の向上に向けて、平時より「医療・保健・福祉」の専門職能団体やボランティア・NPO団体と連携して運営スタッフの確保・育成に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、避難所を確保し、避難所運営マニュアルに沿って、避難所運営を進めます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・災害ボランティア登録団体数：0団体 →目標 5団体

（福祉避難所の運営体制確保）

- ・災害時の避難所について、初動時の避難所運営体制を確保します。また臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進めます。

（災害時健康管理体制の整備）

- ・予防接種により、罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながるため、市民への予防接種の必要性の周知を行うとともに未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に引き続き取り組みます。

[重要行政評価指標（KPI）]

・麻しん、風しん混合ワクチン接種率：麻しん、風しん混合ワクチン接種率（H30年度）1期 99.5% 2期 95.6% →目標 1期、2期とも95%以上

（被災住宅への支援）

- ・災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があるため、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要があります。民間賃貸住宅の借り上げ体制については、県が平成24年度に業界団体と締結した協定及びそれに基づいた実施マニュアルに基づき、災害時に被災者へ迅速・的確に情報提供し、入居を希望する被災者がスムーズに手続きが行える体制づくりを進めます。
- ・被災住宅の復興を図る必要があることから、家屋の調査、損壊程度を早期に証明するよう努めます。
- ・り災証明書の迅速な発行を行います。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

（災害初動対応力の強化）

- ・発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、復旧・復興業務や通常業務のうち、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いによって、非常時優先業務として絞り込みます。
- ・発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員が計画を理解し、所属部署において行うべき行動を認識しておく必要となるため、計画を配布したり、職場研修等により内容を周知していきます。
- ・訓練等を通じて計画の実行性を点検し、把握された課題に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなどPDCAサイクルによる継続的な改善により、レベルアップを図っていきます。

（庁舎等の防災拠点機能の確保）

- ・大規模災害が発生した際でも、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担い、災害時であっても通常業務を進められるよう、災害時の対応に支障をきたさない対策を進めていきます。

（広域連携の推進）

- ・防災訓練の実施は、市域、県域をまたぐ広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の設置等、県や周辺市町村等との合同による防災訓練の実施を検討していきます。
- ・訓練の検証は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

（業務継続体制の整備）

- ・市業務継続計画（BCP）における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持します。
- ・職員やその家族が被災することで登庁できない事態を回避するため、研修等により職

員の防災意識を高めていきます。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- ・広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながります。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図ります。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- ・AIやRPAといったICT技術を活用し、定型的な業務の自動化・省力化を図ることにより、新たな行政課題の解決や相談業務へ人的資源をシフトできるよう業務の見直しを図ります。

(学校施設の環境整備)

- ・小中学校の施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時に避難所施設としての役割を果たすため、防災機能の強化対策を行っていきます。

[重要行政評価指標（KPI）]

- ・7施設における修繕の完了施設数：完了施設数0件
→目標 5年後における7施設の修繕完了

(消防・救急の充実)

- ・消防庁舎及び北・南防災センターの施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時の活動拠点として機能強化、維持を行っていきます。

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(BCP計画等の策定支援)

- ・企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組む等、予防対策を進めます。
- ・市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境を整備します。

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

- ・本市では、土岐市企業立地促進条例に基づき、企業立地促進のための事業所設置奨励金を創設し、用地の引き合いのあった企業などに積極的に本社機能等移転をPRし、効果的に企業誘致活動を実施しており、立地可能な用地の確保、補助制度の充実を図っていきます。
- ・リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備される機会を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進に取り組めます。

- ・民間投資と供用時期を連携し、本社機能の誘致・企業立地の促進、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備を進めていきます。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- ・大規模災害発生時には、正確な情報が伝わらずに、被災していない地域への風評被害が発生する場合があるため、正確な情報をタイムリーに発信すると共に、土岐市の知名度の向上および効果的な情報発信の推進します。

〔重要行政評価指標（KPI）〕

- ・情報発信の頻度：観光協会ホームページでの情報発信回数 月 3 回
→目標 月 5 回
- ・イベント来訪者数：477 千人(H28 年度) →目標 617 千人(R4 年度)
- ・マスコミ露出回数：884 件(H28 年度) →目標 1,250 件(R4 年度)

4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

（機能的な道路ネットワークの確保）

- ・市道の改良による、道路利用者への安全性、利便性の向上を図ります。
- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施します。

（緊急輸送道路ネットワークの確保）

- ・市の管理する緊急輸送道路に指定される橋梁が 1 橋あり、耐震補強補修工事を実施していきます。また病院等の災害拠点への緊急輸送道路の整備を実施します。

〔現状の水準を示す指標〕

- ・緊急輸送道路に指定される橋梁の耐震化率：0/1 橋（R1 年度末）
→目標 1/1 橋（R4 年度末）

（リニア中央新幹線の整備促進）

- ・現在、東海道新幹線に代わる新たな国土の大動脈として、その整備が検討されているリニア中央新幹線の実現に向けて積極的に働きかけを行い、大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、整備を促進していきます。

4-3 食料や物資の供給の途絶

（災害時における食料供給体制の確保）

- ・災害により、食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行います。
- ・災害により、飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行います。
- ・災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行います。

（農業水利施設の老朽化対策）

- ・農業系施設には、農地に水を送る農業用水路や排水路、農道、林道及びため池などがあり、農業用施設の主な利用者は農業従事者となるため、損傷による社会的影響は小さいものの、定期的な補修・更新を行っていきます。
- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援していきます。

5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。

5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- ・上水道事業及び下水道事業では、地震災害に備え施設の耐震化を推進し、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。

（合併浄化槽への転換促進）

- ・公共下水道や農業集落排水施設が整備される見込みのない地域などで、設置工事費の一部補助制度を活用しながら、合併浄化槽への転換を促進していきます。

（道路啓開の迅速な実施）

- ・災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急の対策を行います。
- ・市、消防、警察、自衛隊、建設業者等とで連携を図って対応する必要があるため、有事に備えた体制整備や、合同訓練等の実施の検討を行っていきます。
- ・ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・災害対応訓練（職員）実施率 1 回以上／年 100% →目標 100%を維持する。

（無電柱化の推進）

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していきます。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討します。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討を進めます。

5-2 地域交通ネットワークの分断

（地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保）

- ・本市が管理する橋りょうは、全 348 橋、大型ボックスカルバートは、2 箇所、横断歩道橋は、4 橋あり、建設後 50 年を経過する橋は、全体の約 2 割を占めており、20 年

後にはこの割合が5割まで上昇するため、計画的な維持管理と架替えを実施します。

- ・「土岐市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理・修繕及び更新を行い、損傷が大きくなってから対策を行う「事後的な対応」から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋の寿命を延ばすとともにコスト削減を図っていきます。
- ・劣化・損傷状況を早期に発見するため、点検計画とその体制を構築します。

（緊急輸送道路ネットワークの確保）

- ・市の管理する緊急輸送道路に指定される橋梁が1橋あり、耐震補強補修工事を実施していきます。また病院等の災害拠点への緊急輸送道路の整備を実施します。

〔現状の水準を示す指標〕

- ・緊急輸送道路に指定される橋梁の耐震化率：0/1橋（R1年度末）
→目標 1/1橋（R4年度末）

（無電柱化の推進）

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していきます。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討します。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討を進めます。

（運輸・交通事業者の災害対応力強化）

- ・交通事業者と情報連携を密に取り、影響のある地域の住民に対する周知を速やかに行います。また、状況によっては予備車両を使用したり、計画運休を実施します。
- ・風雨に伴う倒木により、バス路線が遮断された際には、バス路線運休を決定し、住民への周知を速やかに行います。

（道路施設の維持管理）

- ・市の管理する461路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施します。

5-3 異常渇水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水資源の関連施設の整備推進等）

- ・主要施設を含め、耐震診断未実施の施設が多く存在するため、今後これらの耐震診断を実施していくとともに、耐震性が無いと診断された施設に対して耐震補強や更新に併せた耐震化を行っていきます。
- ・送水ポンプ施設が12施設、配水ポンプ施設が3施設、配水池26施設あり、計画的な更新・整備計画を立案し、着実に更新していきます。
- ・管路の耐震化を進めるとともに、基幹管路や避難所、医療施設等の重要給水施設までの管路の耐震化を優先的にしていきます。

〔重要行政評価指標（KPI）〕

- ・配水池の耐震化率：63.8%（H28年）→目標 97.0%（R9年）
- ・管路の耐震管率：32.3%（H28年）→目標 43.0%（R9年）
- ・基幹管路の耐震管率：61.4%（H28年）→目標 77.0%（R9年）

(水源の多様化)

- ・水道水源のすべてを岐阜県東部広域水道に求め、供給された浄水を5箇所の受水池で受水しているが、災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、耐震性貯水槽等の拡充を進めます。

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業ため池の防災対策の推進)

- ・農業用ため池の決壊に関して、県が指定した防災重点ため池11池については、緊急時の避難経路や避難場所を示した浸水想定区域図等の作成・公表しているが、未整備の施設については、今後作成・公表をしていくとともに、池の利用状況を踏まえた見直しも行っていきます。また、これを用いた住民の防災意識の向上、災害時の円滑な避難を図ります。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・農業用ため池浸水想定区域図の作成率：80% →目標 100%(R2年度)

(河川構造物等の適切な維持管理)

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していきます。そのための財源の確保、人材の育成を進めます。
- ・市で管理する支川についても緊急度の高い河川から順次改修を行います。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・点検実施率：(1回以上/年) 100% →目標 100%を維持する。

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援します。

(都市農林交流の推進)

- ・森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現させるため、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を行います。
- ・森林病虫害等を早期に駆除し、及びそのまん延を防止し、枯損木の伐採を進め、伐採後の森林整備を図ります。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・枯損木の伐採面積 (ha)：伐採面積 31ha→目標 伐採面積 35ha

(災害に強い森林づくり・森林機能の強化)

- ・森林の荒廃により、豪雨による山地災害等が発生することを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進します。

- ・森林の造成や本数調整伐等の森林整備事業を進め、治山・治水の基本となる森林機能の強化を図り、森林が持つ水源かん養機能の一層の強化を図るため、山林所有者と協働して、土壌に適した複層林づくりに努めます。

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の対策の推進)

- ・平成30年度に策定した「土岐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に迅速な対応がとれるよう行動段階（初動段階・応急段階・復旧段階）を踏まえて事前準備を進めます。
- ・大規模災害時災害廃棄物対策情報伝達訓練へ参加していくことで、連携体制の強化と災害応急対応期の混乱を緩和させる体制の構築及び災害対応力の向上を図ります。

[重要行政評価指標（KPI）]

- ・災害廃棄物処理計画の策定：策定状況：策定済（H31.3）
→目標 定期的な計画見直し・各行動段階のマニュアル作成

(河川に流出したごみ等の撤去：環境)

- ・水害時には、河川及び道路等に大量の流木が堆積した場合、生活環境への影響が生じることも考えられるので、必要に応じて焼却処理します。
- ・ごみ（オイル等）の撤去のための備品整備が必要であり、特にオイル等の流出は水質汚濁にも直結し大きな問題となるため、大規模自然災害にも対応できるよう、オイルマットやオイルフェンス、胴長等を整備します。

(環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進)

- ・環境センターの機能を維持するため、長寿命化計画に沿った整備を進めていきます。
- ・災害廃棄物の不法投棄を防止するため、効果的な啓発活動と監視の強化が必要です。監視員によるパトロール及びHP、広報、看板等による啓発活動を推進します。

[重要行政評価指標（KPI）]

- ・不法投棄重量（実施計画）：22,300kg（R元年） →目標 22,640kg（R5年）

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築支援職員の養成)

- ・自治会など地域活動の現場からは、活動の担い手や団体間の連携、地域住民の意識に関する課題があがっていることから、声かけ、簡単な買い物の手伝い、病院通院の乗り合わせなど、地域での身近な助け合いやボランティア活動を始める機会を確保し、担い手を育成するとともに、ボランティア団体等の活動を支援します。
- ・ボランティア活動の情報提供や啓発事業とともに、気軽にボランティア活動へ参加できる仕組みづくりを進め、ボランティアの拠点を核としたネットワークの構築を図ります。

(防災人材の育成)

- ・災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図ります。

- ・これまで防災リーダー養成講座を実施し、地域で活躍する防災士を合計 110 名養成しており、今後も地域防災力の向上のため、継続実施していきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・市内防災士の数：110 人→目標 毎年新たに 10 人増・150 人（R6 年）

（コミュニティ活動の担い手養成）

- ・今後の自治会のあり方に関して市民の意見を聴取するとともに、自治会の現状把握と対策検討を行い、地域コミュニティの持続・活性化を目的とした共助のまちづくりを進めていきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・自治会加入率： 68.3%（R2.4.1 現在） →現状を維持する

（災害対策用資機材の確保・充実）

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会（自主防災組織）に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組めます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・防災資機材等整備補助金：23 件（R 元年）→目標 25 件（R6 年）

（防犯の強化／空家対策）

- ・平成 29 年 3 月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進めていきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2 件（R 元年） →目標 1 件/年

（防犯の強化）

- ・災害警備活動：様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るために、必要な措置を講じます。
- ・被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める等、社会混乱の抑制を図るため、地域の自主防犯組織との連携を推進していきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・市内犯罪認知件数（実施計画）：292 件（H30 年度） →目標 320 件（R6 年度）

7-3 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

（地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保）

- ・本市が管理する橋りょうは、全 348 橋、大型ボックスカルバートは、2 箇所、横断歩道橋は、4 橋あり、建設後 50 年を経過する橋は、全体の約 2 割を占めており、20 年後にはこの割合が 5 割まで上昇するため、計画的な維持管理と架替えを実施します。
- ・「土岐市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理・修繕及び更新を行い、損傷が大きくなってから対策を行う「事後的な対応」から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋の寿命を延ばすとともにコスト削減を図ります。
- ・劣化・損傷状況を早期に発見するため、点検計画とその体制を構築します。

(河川構造物等の適切な維持管理)

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していきます。そのための財源の確保、人材の育成を進めます。
- ・市で管理する支川についても緊急度の高い河川から順次改修を行います。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・点検実施率：(1 回以上／年) 100% →目標 100%を維持する。

7-4 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興)

- ・史跡乙塚古墳附段尻巻古墳の石室の崩落等を防ぐ措置を行い貴重な文化財を後世に伝え、周辺の環境整備を行い郷土の歴史を体感できる場として活用していくとともに、史跡の保存と活用の促進を図る計画を策定し、史跡一帯の整備を推進していきます。
- ・市内に所在する文化財の毀損や紛失を防ぐため、所在の確認や所有者への防災状況についての確認を行うなど、文化財を保存する取り組みを進めます。
- ・市内の文化財について、地震や台風大雨等自然災害時における毀損時の対応方法について検討していきます。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・史跡乙塚古墳墳丘及び石室整備：完了 (R1 年)
- ・史跡段尻巻古墳墳丘、石室及び排水設備整備：着手 (R2 年)
- ・乙塚古墳附段尻巻古墳広場、トイレ及び駐車場等整備：整備予定 (R3 年)

7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- ・災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要であるため、引き続き事業を推進します。
- ・住宅地はもとより、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び砂防指定地内においても事業を推進します。
- ・土地境界トラブルの未然防止、土地取引の円滑化、災害時の早期復旧、課税の適正化、公共工事及びまちづくりの円滑化等のため事業を推進していきます。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・地籍調査進捗率：16.27% (R 元年度末) →目標 5.86% (R11 年度末)
→R2 年度から 10 箇年で 6.70 km²/114.22 km²実施)

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- ・応急仮設住宅の用地供給体制の整備や民間賃貸住宅の借り上げ体制を確立します。
- ・土岐市業務継続計画 (H29.11) において、非常時優先業務と位置付けて、り災者支援を行います。
- ・災害により住宅が全壊 (全焼、流失、埋没) し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備します。

（協働まちづくりの推進）

- ・自治会の現状確認等を行い、地域コミュニティによる防災体制の構築を図るための対策を検討します。
- ・空き家バンク制度を設けて、空き家等の物件の所有者と、購入・賃借希望者を市ホームページ等で結びつけ、空家解消を推進します。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・自治会加入率：68.3%（R2.4.1 現在） →現状を維持する。

(別紙 4) 施策分野ごとの推進方針

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路施設の災害防止)

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図ります。

(機能的な道路ネットワークの確保)

- ・市道の改良による、道路利用者への安全性、利便性の向上を図ります。
- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施します。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ・市の管理する緊急輸送道路に指定される橋梁が 1 橋あり、耐震補強補修工事を実施します。また病院等の災害拠点への緊急輸送道路の整備を実施します。

[現状の水準を示す指標]

- ・緊急輸送道路に指定される橋梁の耐震化率：0/1 橋（R1 年度末）
→目標 1/1 橋（R4 年度末）

(リニア中央新幹線の整備促進)

- ・現在、東海道新幹線に代わる新たな国土の大動脈として、その整備が検討されているリニア中央新幹線の実現に向けて積極的に働きかけを行い、大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、整備を促進します。

(地域を繋ぐ道路ネットワークの整備・確保)

- ・本市が管理する橋りょうは、全 348 橋、大型ボックスカルバートは、2 箇所、横断歩道橋は、4 橋あり、建設後 50 年を経過する橋は、全体の約 2 割を占めており、20 年後にはこの割合が 5 割まで上昇するため、計画的な維持管理と架替えを行います。
- ・「土岐市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理・修繕及び更新を行い、損傷が大きくなってから対策を行う「事後的な対応」から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋の寿命を延ばすとともにコスト削減を図ります。
- ・劣化・損傷状況を早期に発見するため、点検計画とその体制を構築します。

(無電柱化の推進)

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進します。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討します。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定には十分な検討を行います。

(道路施設の維持管理)

- ・市の管理する 461 路線の道路パトロールにより、補修必要箇所の洗い出しを行って、必要となる箇所については、補修工事を実施します。

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水対策)

- ・河川構造物・砂防施設に関しては維持管理を適切に実施していきます。そのための財源の確保、人材の育成を進めます。
- ・市で管理する支川についても緊急度の高い河川から順次改修を行います。
- ・市道認定された橋梁の補強・補修・架替により道路の防災機能を高め、有事の際に起こりうる物資輸送経路の遮断の防止や、早期復興を推進します。

(洪水・土砂災害ハザードマップ作成事業)

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図る必要があります。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・（洪水ハザードマップ） H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉
 - ・（土砂災害ハザードマップ） H25 年度〈当初作成〉
- 目標（洪水・土砂災害ハザードマップ） R2 年度作成予定
※最新のハザードマップは、洪水及び土砂災害を併せて作成する。

(総合的な土砂災害対策)

- ・土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要があり、国や県と連携して、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）、地すべり対策工事、急傾斜地対策工事を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・県単急傾斜地崩壊対策工事（妻木旭町）進捗率：0%
- 目標 R2 年：25%、R3 年：50%、R4 年：75%、R5 年：100%

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- ・本市は、市域の約 7 割が山林であり、中央丘陵を取り囲むように市街地が形成され、更に南北にも丘陵が存在します。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、代替ルートを含めた整備や道路防災対策など、緊急時の避難ルートの確保に配慮した災害に強い道路網の整備を進めます。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- ・災害発生後の通信手段が確保されるよう、災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段・通信網の整備を進めます。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業ため池の防災対策の推進)

- ・農業用ため池の決壊に関して、県が指定した防災重点ため池 11 池については、緊急時の避難経路や避難場所を示した浸水想定区域図等の作成・公表していますが、未整備の施設については、今後作成・公表をしていきます。また池の利用状況を踏まえて、見直しを行います。
- ・これを用いた住民の防災意識の向上、災害時の円滑な避難を図ります。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・農業用ため池浸水想定区域図の作成率：80% →目標 100%(R2 年)

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援します。

(都市農林交流の推進)

- ・森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現させるため、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を行います。
- ・森林病虫害等を早期に駆除し、及びそのまん延を防止し、枯損木の伐採を進め、伐採後の森林整備を図ります。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・枯損木の伐採面積 (ha)：伐採面積 31ha→目標 伐採面積 35ha

(災害に強い森林づくり)

- ・森林の荒廃により、豪雨による山地災害等が発生することを防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進します。
- ・森林の造成や本数調整伐等の森林整備事業を進め、治山・治水の基本となる森林機能の強化を図り、森林が持つ水源かん養機能の一層の強化を図るため、山林所有者と協働して、土壌に適した複層林づくりに努めます。

(農業水利施設の老朽化対策)

- ・農業系施設には、農地に水を送る農業用水路や排水路、農道、林道及びため池などがあります。農業用施設の主な利用者は農業従事者となるため、損傷による社会的影響は小さいものの、定期的な補修・更新を行います。
- ・住民の高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、担い手を確保して、農業生産の維持を図りながら、防災や環境保全等の地域の共同活動の維持・継続を図るため、営農活動等を実施する集落等を支援します。

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化)

- ・大規模な地震が発生した時、より多くの人命を確保するため、建築物の耐震化の普及を図ります。
- ・個別訪問等による耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、木造住宅無料耐震診断や木造住宅耐震補強工事費補助等

の耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・民間建築物の耐震化率：住宅の耐震化率：72%（H25年）
→目標 95%（R7年）
- ・多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化率：81%（H27年）
→目標 95%（R7年）

（公共施設（公園施設）の維持管理）

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努めます。
- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト削減に努めます。

（防犯の強化／空家対策）

- ・平成29年3月に策定した土岐市空家等対策計画に基づき、空家等に対する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害を引き起こす危険のある空家等については、所有者の調査、適正管理を要請し、危険性の除去を進めていきます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・危険な空家の危険性の除却件数：2件（R元年） →目標 1件/年

（学校施設の環境整備）

- ・小中学校の施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時に避難所施設としての役割を果たすため、防災機能の強化対策を行います。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・7施設における修繕の完了施設数：完了施設数0件
→目標 5年後における7施設の修繕完了

（消防・救急の充実）

- ・消防庁舎及び北・南防災センターの施設や設備等の経年劣化を計画的に改善し施設全体の長寿命化を進めることで、災害発生時の活動拠点として機能強化、維持を行っていきます。

（文化財の保護対策の推進、文化・芸術の振興）

- ・史跡乙塚古墳附段尻巻古墳の石室の崩落等を防ぐ措置を行い貴重な文化財を後世に伝え、周辺の環境整備を行い郷土の歴史を体感できる場として活用していくとともに、史跡の保存と活用の促進を図る計画を策定し、史跡一帯の整備を推進していきます。
- ・市内に所在する文化財の毀損や紛失を防ぐため、所在の確認や所有者への防災状況についての確認を行うなど、文化財を保存する取り組みを進めます。
- ・市内の文化財について、地震や台風大雨等自然災害時における毀損時の対応方法について検討していきます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・ 史跡乙塚古墳墳丘及び石室：完了（R 元年）
- ・ 史跡段尻巻古墳墳丘、石室及び排水設備整備：着手（R2 年）
- ・ 乙塚古墳附段尻巻古墳広場、トイレ及び駐車場等整備：整備予定（R3 年）

（地籍調査の促進）

- ・ 災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要であるため、引き続き事業を推進します。
- ・ 住宅地はもとより、土砂災害警戒区域・特別警戒区域及び砂防指定地内においても事業を推進します。
- ・ 土地境界トラブルの未然防止、土地取引の円滑化、災害時の早期復旧、課税の適正化、公共工事及びまちづくりの円滑化等のため事業を推進していきます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・ 地籍調査進捗率：16.27%（R 元年度末） →目標 5.86%（R11 年度末）
→R2 年度から十箇年で 6.70k m²/114.22k m²実施

（応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給）

- ・ 応急仮設住宅の用地供給体制の整備や民間賃貸住宅の借り上げ体制を確立します。
- ・ 土岐市業務継続計画（H29.11）において、非常時優先業務と位置付けて、り災者支援を行います。
- ・ 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備します。

（市営住宅の適正な管理）

- ・ 平成 10 年以降に整備された一部の施設を除き、すべての施設が建築後 30 年を経過、約 6 割の施設が 50 年を経過しており、老朽化が進行していたため、平成 29 年度に策定した土岐市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽した住宅については計画的な廃止を進めていきます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・ 老朽市営住宅からの移転件数：1 件／年 →目標 5 件／年（R5 年）
- ・ 老朽市営住宅解体件数：1 件／年 →目標 2 件／年（R5 年）

（大規模盛土造成地対策）

- ・ 市内の大規模盛土造成地調査の必要性が生じた場合には、調査を実施し、適切な対応を行い被害の軽減を図ります。

（市街地整備の促進）

- ・ 区画整理事業等を促進することにより狭あい道路の解消、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させます。

（5）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

（災害医療体制の充実）

- ・ 救急医療施設として、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、災害拠点病院と連携して広域災害時における災害医療体制を確保します。

- ・大規模災害発生時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、東濃地域災害医療コーディネート訓練を東濃保健所の主催で行っている。引き続き計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携強化を推進します。
- ・大規模地震を想定したトリアージ訓練などの実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進します。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・トリアージ訓練の実施：未実施→目標 実施

（災害拠点病院等の耐震化の促進）

- ・病院本体は耐震化基準に対応しているが、救急医療病院としての機能を強化するため、災害時の医療機能のさらなる確保・充実に向けて付帯設備の耐震化を推進します。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・耐震補強の達成度：病院施設のみ達成
→目標 付帯設備を含めた全施設の達成

（医療施設等におけるエネルギー確保）

- ・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクへの燃料の備蓄及び災害時には72時間電力を供給できる自家発電装置の設置等を促進・更新し、災害時相互応援協定に基づいてその燃料の確保に努めます。

（救急医療提供体制の強化）

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、傷病者の受け入れや医療従事者の派遣等に必要な医療機器、医薬品、食料等の確保を計画的に整備します。
- ・非常用保存飲用水及び雑用水を確保します。

（医療・介護人材の確保・育成）

- ・大規模災害発生時においては、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況であるため、県と連携して有事の際の迅速なスタッフの確保ができる体制を構築します。
- ・災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関との連携体制を強化します。

（社会福祉施設等への支援）

- ・社会福祉施設等に対して、国庫補助金等を活用し、災害から復旧時の支援を充実させます。

（避難所環境の充実）

- ・災害時の避難所運営について、臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進めます。また避難所生活の質の向上に向けて、平時より「医療・保健・福祉」の専門職能団体やボランティア・NPO団体と連携して運営スタッフの確保・育成に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、避難所を確保し、避難所運営マニュアルに沿って、避難所運営を進めます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・災害ボランティア登録団体数：0団体 →目標 5団体

（福祉避難所の運営体制確保）

- ・災害時の避難所について、初動時の避難所運営体制を確保する必要がある。臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進めます。

（災害時健康管理体制の整備）

- ・予防接種により、罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながります。そのため、市民への予防接種の必要性の周知を行うとともに未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に引き続き取り組みます。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・麻しん、風しん混合ワクチン接種率：麻しん、風しん混合ワクチン接種率（H30 年度）1 期 99.5% 2 期 95.6%
→目標 1 期、2 期とも 95%以上

（被災住宅への支援）

- ・災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があるため、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要があります。民間賃貸住宅の借り上げ体制については、県が平成 24 年度に業界団体と締結した協定及びそれに基づいた実施マニュアルに基づき、災害時に被災者へ迅速・的確に情報提供し、入居を希望する被災者がスムーズに手続きが行える体制づくりを進めます。
- ・被災住宅の復興を図る必要があることから、家屋の調査、損壊程度を早期に証明するよう努めます。
- ・り災証明書の迅速な発行を行います。

（6）産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

（BCP 計画等の策定支援）

- ・市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCP の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境を整備します。

（本社機能の誘致・企業立地の促進）

- ・土岐市企業立地促進条例に基づき、企業立地促進のための事業所設置奨励金を創設し、用地の引き合いのあった企業などに積極的に本社機能等移転を P R し、効果的に企業誘致活動を実施しており、立地可能な用地の確保、補助制度の充実を図ります。
- ・リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備される機会を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進に向けて取り組みます。
- ・民間投資と供用時期を連携し、本社機能の誘致・企業立地の促進、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備を進めていきます。

（観光地等の風評被害防止対策の推進）

- ・大規模災害発生時には、正確な情報が伝わらずに、被災していない地域への風評被害が発生する場合があるため、正確な情報をタイムリーに発信すると共に、土岐市の知名度の向上および効果的な情報発信を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・情報発信の頻度：観光協会ホームページでの情報発信回数 月 3 回 →月 5 回
- ・イベント来訪者数：477 千人(H28 年度) →目標 617 千人(R4 年度)
- ・マスコミ露出回数：884 件(H28 年度) →目標 1,250 件(R4 年度)

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- ・水道事業及び下水道事業では、地震災害に備え施設の耐震化を推進し、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。

(合併浄化槽への転換促進)

- ・公共下水道や農業集落排水施設が整備される見込みのない地域などで、設置工事費の一部補助を活用して、合併浄化槽への転換を促進します。

(水資源の関連施設の整備推進等)

- ・主要施設を含め、耐震診断未実施の施設が多く存在するため、今後これらの耐震診断を実施していくとともに、耐震性が無いと診断された施設に対して耐震補強や更新に併せた耐震化を行います。
- ・送水ポンプ施設が 12 施設、配水ポンプ施設が 3 施設、配水池 26 施設あり、計画的な更新・整備計画を立案し、着実に更新していきます。
- ・管路の耐震化を進めるとともに、基幹管路や避難所、医療施設等の重要給水施設までの管路の耐震化を優先的に行っていきます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・配水池の耐震化率 : 63.8% (H28) →目標 97.0% (R9)
- ・管路の耐震管率 : 32.3% (H28) →目標 43.0% (R9)
- ・基幹管路の耐震管率 : 61.4% (H28) →目標 77.0% (R9)

(水源の多様化)

- ・水道水源のすべてを岐阜県東部広域水道に求め、供給された浄水を 5 箇所の受水池で受水していますが、災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、耐震性貯水槽等の拡充を進めます。

(道路啓開の迅速な実施)

- ・災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急の対策を行います。
- ・市、消防、警察、自衛隊、建設業者等とで連携を図って対応する必要があるため、有事に備えた体制整備や、合同訓練等の実施を検討します。
- ・ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・災害対応訓練（職員）実施率 1 回以上／年 100% →目標 100%を維持する。

(無電柱化の推進)

- ・大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果の高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進します。
- ・緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討します。
- ・電力・通信事業者との調整が困難であり、また高コストで、工事期間も長期となるため、整備区間の決定は十分に検討します。

(8) 行政機能 ～公助の強化～

(住民等への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- ・移動体通信(MCA)について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に適切に配備をし、配備先の使用者が操作方法を把握します。
- ・防災行政無線157基について、災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進めます。

(広域避難所の運用)

- ・土岐市文化プラザは、約1,000名の避難住民を収容する広域避難所であるため、自家発電設備及び災害バルクを設置し、災害発生時には発電、炊出し等を3日間行うことができる準備と維持管理に努めます。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- ・地域の自主的な防災活動のために、自治会(自主防災組織)に対し防災資機材及び防災倉庫を整備するための要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付し、地域の防災対策の充実、強化に取り組めます。

[重要行政評価指標(KPI)]

防災資機材等整備補助金：23件(R元年)→目標 25件(R6年度)

(非常用物資の備蓄促進)

- ・巨大地震、集中豪雨等大規模災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、広域避難所の整備、災害用食料(アルファ化米・サバイバルフーズ・パン・飲料水)の備蓄を進めます。

(業務継続体制の整備)

- ・市業務継続計画(BCP)における、職員の安否確認、参集訓練、非常時優先業務訓練を引き続き実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持します。
- ・職員やその家族が被災することで登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高めていきます。

(消防力の強化)

- ・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していきます。

[重要行政評価指標(KPI)]

・車両更新計画に基づいた車両整備：車両整備を実施 →目標 継続実施

(緊急消防援助隊の体制強化)

- ・消防の災害対応力強化のため、車両積載資機材等の更新計画に基づき情報通信基盤や

災害用資機材の充実などを図ります。

- ・緊急消防援助隊の受援計画を策定します。

〔重要行政評価指標（K P I）〕

- ・車両積載資機材等の更新計画に基づいた資機材整備：資機材整備を実施
→目標 継続実施

（災害初動対応力の強化）

- ・発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、復旧・復興業務や通常業務のうち、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いによって、非常時優先業務として絞り込みます。
- ・発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員が計画を理解し、所属部署において行うべき行動を認識しておく必要があるため、計画を配布したり、職場研修等により内容を周知していきます。
- ・訓練等を通じて計画の実行性を点検し、把握された課題に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなどPDCAサイクルによる継続的な改善により、レベルアップを図っていきます。

（庁舎等の防災拠点機能の確保）

- ・大規模災害が発生した際でも、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担い、災害時であっても通常業務を進められるよう、災害時の対応に支障をきたさない対策を進めていきます。

（広域連携の推進）

- ・防災訓練の実施は、市域、県域をまたぐ広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の設置等、県や周辺市町村等との合同による訓練の実施を検討します。
- ・訓練の検証は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

（行政情報通信基盤の耐災害性強化）

- ・広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながります。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図ります。

（情報システム部門の業務継続体制の整備）

- ・AIやRPAといったICT技術を活用し、定型的な業務の自動化・省力化を図ることにより、新たな行政課題の解決や相談業務へ人的資源をシフトできるよう業務の見直しを図ります。

（災害時における食料供給体制の確保）

- ・災害により、食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行います。
- ・災害により、飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行います。

- ・災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行います。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物の対策の推進)

- ・平成 30 年度に策定した「土岐市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時に迅速な対応がとれるよう行動段階（初動段階・応急段階・復旧段階）を踏まえて事前準備を進めます。
- ・大規模災害時災害廃棄物対策情報伝達訓練へ参加していくことで、連携体制の強化と災害応急対応期の混乱を緩和させる体制の構築及び災害対応力の向上を図ります。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・災害廃棄物処理計画の策定：策定状況：策定済（H31.3）
→目標 定期的な計画見直し・各行動段階のマニュアル作成

(河川に流出したごみ等の撤去)

- ・水害時には、河川及び道路等に大量の流木が堆積した場合、生活環境への影響が生じることも考えられるので、必要に応じて焼却処理します。
- ・ごみ（オイル等）の撤去のための備品整備が必要であり、特にオイル等の流出は水質汚濁にも直結し大きな問題となるため、大規模自然災害にも対応できるよう、オイルマットやオイルフェンス、胴長等を整備します。

(環境保全の推進／廃棄物処理・リサイクルの推進)

- ・環境センターの機能を維持するため、長寿命化計画に沿った整備を進めていきます。
- ・災害廃棄物の不法投棄を防止するため、効果的な啓発活動と監視の強化が必要となる。監視員によるパトロール及びHP、広報、看板等による啓発活動を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・不法投棄重量（実施計画）：22,300kg（R元年） →目標 22,640kg（R5年）

【横断的分野】

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(防犯の強化)

- ・安全で安心な地域社会づくりのため、東濃西部地区防犯協会や地域の自主防犯組織、高校生ボランティアと連携を推進し、児童の帰宅時間における青色防犯パトロール車両による防犯活動を実施します。
- ・災害警備活動：様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るために、必要な措置を講じます。
- ・被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める等、社会混乱の抑制を図るため、地域の自主防犯組織との連携を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・市内犯罪認知件数(実施計画)：292 件（H30 年度）→目標 320 件（R6 年度）

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- ・交通事業者と情報連携を密に取り、影響のある地域の住民に対する周知を速やかに行う必要があります（広報ときによる放送の実施等）。また、状況によっては予備車両を使用したり、計画運休を実施します。
- ・風雨に伴う倒木により、バス路線が遮断された際には、バス路線運休を決定し、住民への周知を速やかに行います。

(協働まちづくりの推進)

- ・自治会の現状確認等を行い、地域コミュニティによる防災体制の構築を図るための対策を検討します。
- ・空き家バンク制度を設けて、空き家等の物件の所有者と、購入・賃借希望者を市ホームページ等で結びつけ、空家解消を推進します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・自治会加入率：68.3%（R2.4.1 現在）→現状を維持する

(住民主体での避難対策の強化)

- ・大規模災害の発生に備えて、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、市内各地域での災害図上訓練(D I G)、防災に係る各講座を行い、地域防災力向上を図ります。また専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、地域の防災リーダーを育成します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・地域防災リーダー養成講座受講者数：116 人（R 元年）→目標 160 人（R6 年）

(防災・減災データの提供推進)

- ・災害時に市民が正しい知識と判断を持って行動できるように、ハザードマップの周知等を図ります。また新たな洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域が示されていることに伴い、ハザードマップの更新を行うことで最新の情報を市民に提供します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・（洪水ハザードマップ） H13 年度〈当初作成〉→H19 年度〈改正〉
- ・（土砂災害ハザードマップ） H25 年度〈当初作成〉
- ・（洪水・土砂災害ハザードマップ） R2 年度作成予定

※最新のハザードマップは、洪水及び土砂災害を併せて作成する。

（防災教育の推進）

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取り組みを継続的に進めるとともに、自主的な取り組みの拡大に努めます。

（要配慮者支援の推進）

- ・避難行動要支援者支援体制の強化を目的に、社会福祉協議会や社会福祉施設、関係団体、地域住民の方の協力を得ることや、災害発生時に地域の自主防災組織などにより救援のできる支援体制を築くために、要支援者の情報を名簿に登録し、支援者との間に情報の共有を図ります。
- ・平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成を支援します。

[現状の水準を示す指標]

- ・避難行動要支援者名簿登録・配布同意率：同意者 1,942 名／全体 3,047 名
→目標 同意率 65%

（救出救助に係る連携体制の強化）

- ・救急救命士の教育等を支援し、災害時においても救急医療が実施できる人員の確保を図ります。
- ・複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるため、教育環境の整備を進めます。
- ・救助資機材等の更新を計画的に行います。
- ・防災航空隊等の他機関との連携訓練を行い、多種多様な災害へ対応力を高めていきます。

（消防団員等人材の確保・育成）

- ・地域防災力を維持するため、消防団員等の確保対策を図ります。また、消防団の資機材整備を継続的にを行います。
- ・消防団が大規模災害に対応できる有効的な訓練を実施していきます。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・消防団員の確保：充足率 95.6%（条例定数 503 名）
→目標 充足率 95%以上（条例定数 503 名）

（災害ボランティアの受入・連携体制の構築支援職員の養成）

- ・自治会など地域活動の現場からは、活動の担い手や団体間の連携、地域住民の意識に関する課題があがっていることから、声かけ、簡単な買い物の手伝い、病院通院の乗り合わせなど、地域での身近な助け合いやボランティア活動を始める機会を確保し、担い手を育成するとともに、ボランティア団体等の活動を支援していきます。
- ・ボランティア活動の情報提供や啓発事業とともに、気軽にボランティア活動へ参加できる仕組みづくりを進め、ボランティアの拠点を核としたネットワークの構築を図り

ます。

(防災人材の育成)

- ・災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図ります。
- ・今後も地域防災力の向上のため、防災リーダー養成講座を継続実施していきます。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・市内防災士の数：110人 → 毎年新たに10人増・150人 (R6年)

(コミュニティ活動の担い手養成)

- ・今後の自治会のあり方に関して市民の意見を聴取するとともに、自治会の現状把握と対策検討を行い、地域コミュニティの持続・活性化を目的とした共助のまちづくりを進めていきます。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・自治会加入率：68.3% (R2.4.1現在) → 現状を維持する

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- ・生活必需品物資や医療救護、緊急支援など災害時における応援協定を各分野で提携しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡訓練を行います。また今後も、必要に応じて関係機関と協定を結び、防災拠点機能を強化します。
- ・大規模災害時には、災害時相互応援協定による支援も含め、様々な救援救助活動が想定されることから、被災者に迅速かつ円滑に支援が行き届くよう、受援計画を策定します。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・災害応援協定の締結数：合計49団体 (相互応援8、物資11、復旧8)
→ 目標 60団体 (R6年)

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(道路構造物等の長寿命化対策)

- ・老朽化の進行する道路や橋梁等に対し、点検・整備、維持管理、長寿命化等を実施し、健全な道路ネットワークの維持を図ります。

(河川構造物等の適切な維持管理)

- ・河川構造物等に関しては維持管理を適切に実施していきます。そのための財源の確保、人材の育成を進めます。
- ・市で管理する支川についても緊急度の高い河川から順次改修を行います。

[重要行政評価指標 (K P I)]

- ・点検実施率：(1回以上/年) 100% → 目標 100%を維持する。

(公共施設(公園施設)の維持管理)

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす施設としての利用が可能であることから効率的な維持管理に努めます。

- ・公園施設の老朽化が進んでいることから都市公園施設における長寿命化計画に基づく安全性の確保、来園者にやすらぎを提供する快適な空間としての機能の確保及びライフサイクルコスト縮減に努めます。

(公共施設等の維持管理)

- ・公共建築物等の老朽化対策については、今後更新時期を迎える建築物も見込まれることから、点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施していくことで、施設の適正な利用を図ります。維持保全にあたっては、施設の状態を踏まえ、財政負担の平準化を図りながら、公共施設の中でも相対的に市民の利用が多い公共施設について優先的に対策を実施します。

[重要行政評価指標（K P I）]

- ・公共施設等総合管理計画の策定：策定済 →目標 計画策定及び計画に基づいた取組
- ・市有建物長寿命化計画の策定：策定済 →目標 計画策定及び計画に基づいた取組

(学校施設の環境整備)

- ・公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、学校施設の耐震化を完了しています。今後も長寿命化計画を元に築20年毎の修繕・改修・改造・改築を進めていきます。

資料-1 起きてはならない最悪の事態と分野別施策との整理対照表

事前に備えるべき目標(7項目)	起きてはならない最悪の事態(23項目)	施策分野(12項目)											
		(1)交通・物流	(2)国土保全	(3)農林水産	(4)都市・住宅・土地利用	(5)保健医療・福祉	(6)産業	(7)ライフライン・情報通信	(8)行政機能	(9)環境	(10)リスクコミュニケーション・防災教育・人材育成	(11)官民連携	(12)メンタナンス・移行化対策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	◎			◎								◎
	1-2 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生		◎										
	1-3 大規模土砂災害による住宅地等の壊滅や甚大な人的被害の発生		◎					◎			◎		
	1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生							◎			◎		
	被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止				◎			◎	◎			◎	◎
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生		◎							◎			◎
	2-3 消防等の被災等による救助、救急活動等の遅れ及び重大な不足				◎					◎			
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災					◎							
	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					◎							
	3-1 市の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下				◎				◎				◎
3 必要不可欠な行政機能は確保する	4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響						◎						
	4-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	◎											
	4-3 食糧や物資の供給の途絶			◎					◎				
	5-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能の停止	◎						◎					
	5-2 地域交通ネットワークの分断	◎									◎		
6 制御不能な二次災害を発生させない	5-3 異常湧水による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響							◎					
	6-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生			◎									◎
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			◎									
	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ									◎			
	7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ				◎				◎				
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-3 幹線道路の損壊や広域的に地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ	◎											◎
	7-4 貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失				◎								
	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が適らず復興が大幅に遅れる事態				◎							◎	

土岐市国土強靱化地域計画

令和2年9月

土岐市役所 市長公室 危機管理室

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

TEL: 0572-54-1111 FAX: 0572-53-0020

E-mail: kikikanri@city.toki.lg.jp